

平成 25 年 7 月 4 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

課長 成田 裕紀

課長補佐 畠中 荘一郎

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7837)

「平成 24 年度雇用均等基本調査」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
企業調査	
1 女性の活躍の推進状況について	3
2 コース別雇用管理制度について	7
事業所調査	
I 育児休業制度等に関する事項	11
II 子の看護休暇制度に関する事項	21
III 介護休業制度等に関する事項	25
IV 短時間正社員制度に関する事項	32
付属統計表	
企業調査	33
事業所調査	38

平成 24 年度雇用均等基本調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域 全国

(2) 産業 日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〈外国公務を除く。〉〕

(3) 調査対象 企業調査については、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者 10 人以上を雇用している民間企業のうちから産業・規模別に層化して抽出した企業、事業所調査については、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した事業所

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 企業調査 調査対象数 6,115 企業 有効回答数 4,114 企業 有効回答率 67.3%

(2) 事業所調査 調査対象数 5,862 事業所 有効回答数 4,160 事業所 有効回答率 71.0%

4 調査事項

主な調査事項は、次のとおり。

①企業調査

- (1) ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）に関する事項
- (2) コース別雇用管理制度に関する事項

②事業所調査

- (1) 育児休業制度に関する事項
- (2) 育児休業制度の利用状況に関する事項
- (3) 育児のための所定労働時間短縮等の措置に関する事項
- (4) 子の看護休暇制度に関する事項
- (5) 介護休業制度に関する事項
- (6) 介護休業制度の利用状況に関する事項
- (7) 介護のための勤務時間短縮等の措置に関する事項
- (8) 短時間正社員制度の導入に関する事項

5 調査の時期

原則として、平成 24 年 10 月 1 日現在の状況について、平成 24 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に行った。

6 調査の方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局から報告者に対して、郵送により調査票を配布・回収する方法

7 調査組織

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ー民間事業者 ー報告者

8 利用上の注意

- (1) この調査は標本調査であるため、母集団に復元後、算出した構成比を調査結果として表章している。
- (2) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
- (3) 統計表中、「0.0」、「0.00」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、左横に「*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない（事業所数では2以下、労働者数では9以下）ため、結果の利用には注意を要する。
- (5) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「ー」で表示した。
- (6) 調査対象産業のうち、生活関連サービス業、娯楽業は家事サービス業を、サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。
- (7) 企業調査については平成21年度より常用雇用者数10人以上の企業を対象としており、統計表は総数、企業規模以外の集計値については常用雇用者数10人以上の集計となっている。

なお、調査結果については「10人以上」との記載がない限り、従前調査と比較できるように常用労働者数30人以上の集計値を使用している。

(8) 東日本大震災への対応

- ① 平成23年度調査は、被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除く全国の結果である。
- ② 平成24年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき警戒区域、計画的避難区域を設定された市町村及び緊急時避難準備区域を設定後解除された市町村（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

企業調査結果概要

1 女性の活躍の推進状況について

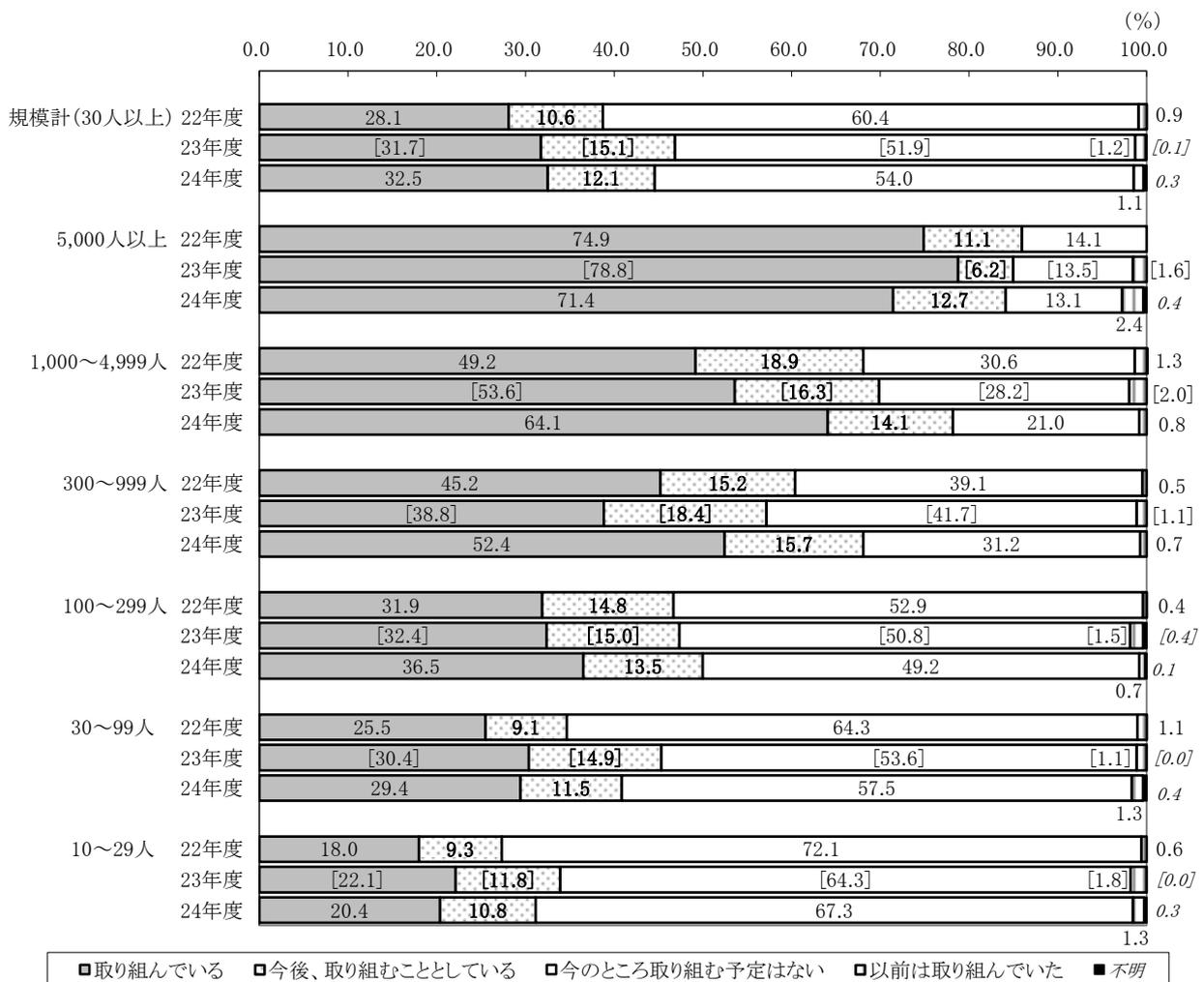
(1) ポジティブ・アクションの推進状況

固定的な役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するため「女性の能力発揮促進のために企業が行う自主的かつ積極的取組（ポジティブ・アクション）」について、「取り組んでいる」企業割合は32.5%（平成23年度31.7%）、「今後、取り組むこととしている」企業割合は12.1%（同15.1%）、「今のところ取り組む予定はない」とする企業割合は54.0%（同51.9%）であった。

「取り組んでいる」企業割合を規模別にみると、規模が大きい企業ほどその割合が高く、5,000人以上規模で71.4%（同78.8%）、1,000～4,999人規模で64.1%（同53.6%）、300～999人規模で52.4%（同38.8%）、100～299人規模で36.5%（同32.4%）、30～99人規模で29.4%（同30.4%）、10～29人規模で20.4%（同22.1%）となっている。

反対に、「今のところ取り組む予定はない」とする企業割合は、規模が小さい企業ほどその割合が高く、10～29人規模で67.3%、30～99人規模で57.5%、100～299人規模で49.2%、300～999人規模で31.2%、1,000～4,999人規模で21.0%、5,000人以上規模で13.1%であった（図1、付属統計表第1表）。

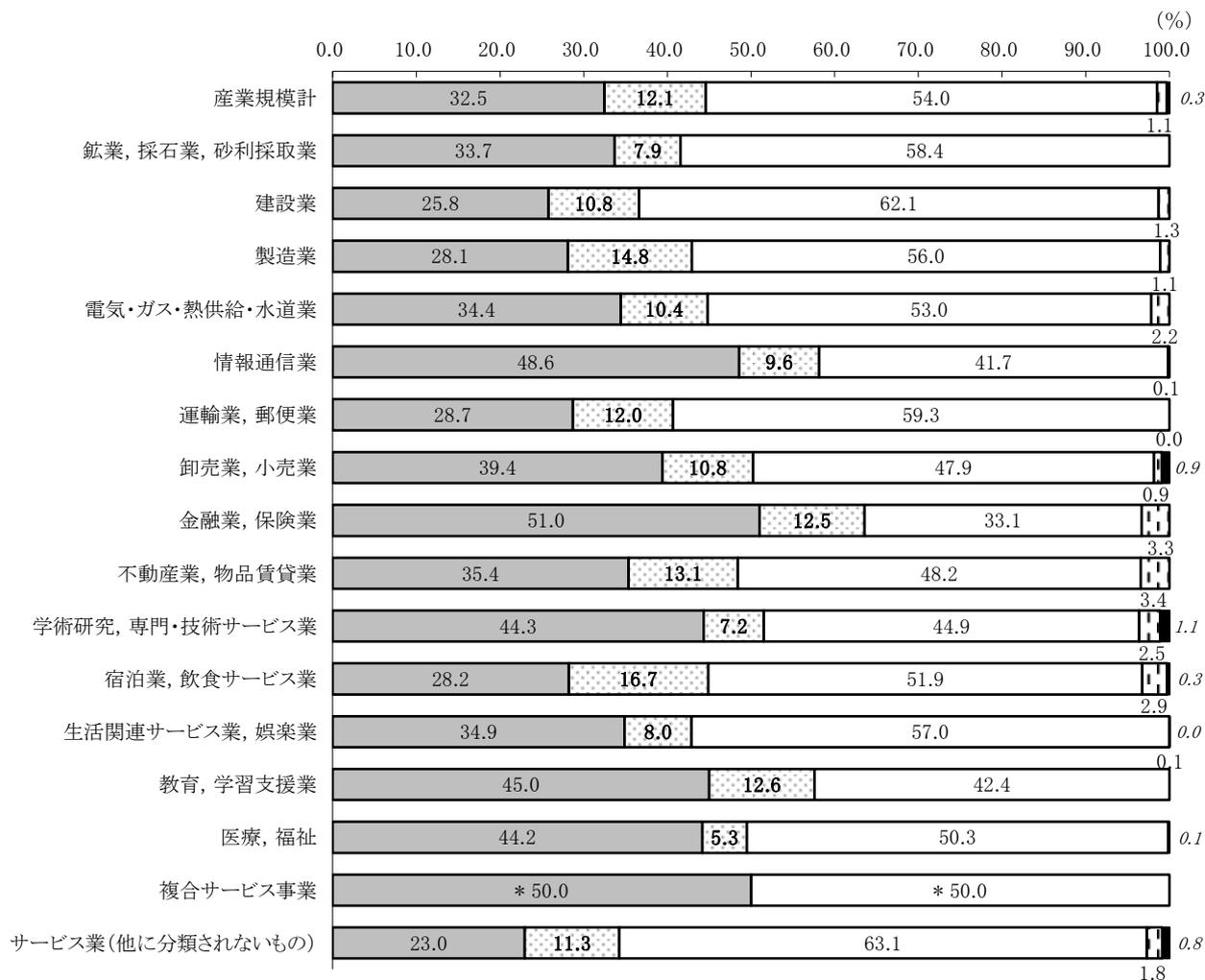
図1 規模別ポジティブ・アクションの取組状況の推移



注：平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

次に、「取り組んでいる」企業割合を産業別にみると、金融業、保険業が51.0%と最も高く、次いで情報通信業が48.6%、教育、学習支援業が45.0%、学術研究、専門・技術サービス業が44.3%となっている（図2）。

図2 産業別ポジティブ・アクションの取組状況



■取り組んでいる □今後、取り組むこととしている □今のところ取り組む予定はない □以前は取り組んでいた ■不明

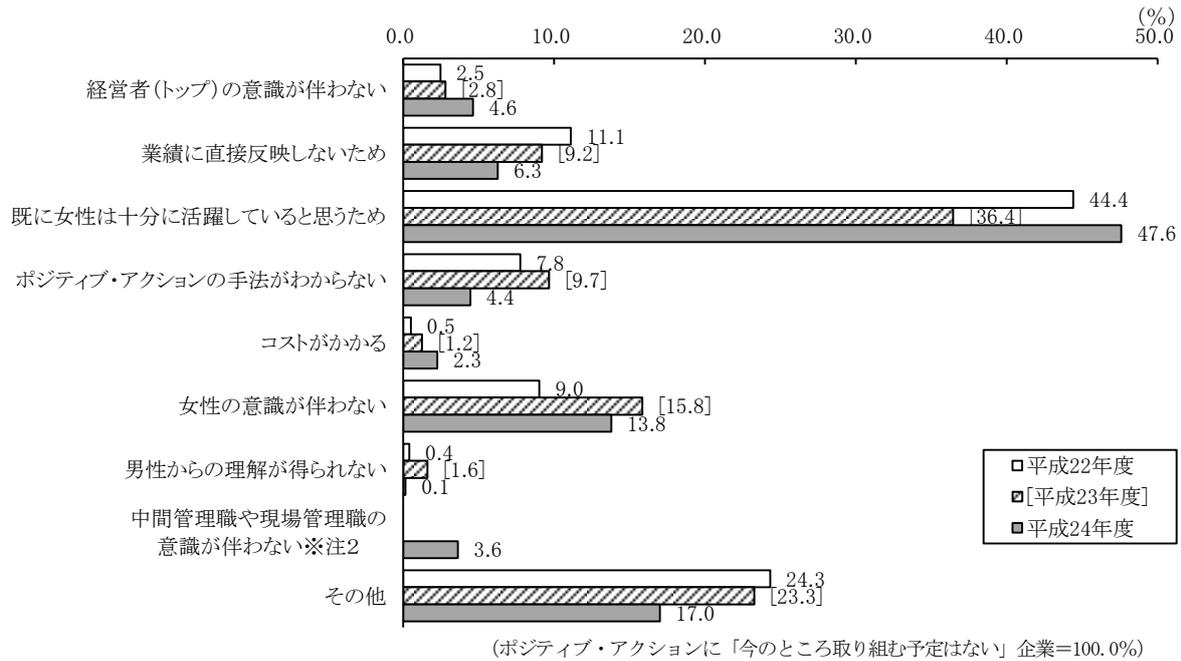
注1：常用労働者数30人以上の集計値(付属統計表第1表は、常用労働者数10人以上の集計値)。

注2：複合サービス事業は、構成比の分母となるサンプル数が少ないため、結果の利用には注意を要する。

(2) ポジティブ・アクションに取り組まない理由

ポジティブ・アクションに「今のところ取り組む予定はない」とした企業の、ポジティブ・アクションに取り組まない理由としては、「既に女性は十分に活躍していると思うため」が47.6%と最も高く、前回調査(平成23年度36.4%)に比べて11.2ポイント上昇した。次いで「女性の意識が伴わない」が13.8%(同15.8%)、「業績に直接反映しないため」が6.3%(同9.2%)となっている(図3、付属統計表第2表)。

図3 ポジティブ・アクションに取り組まない理由別企業割合



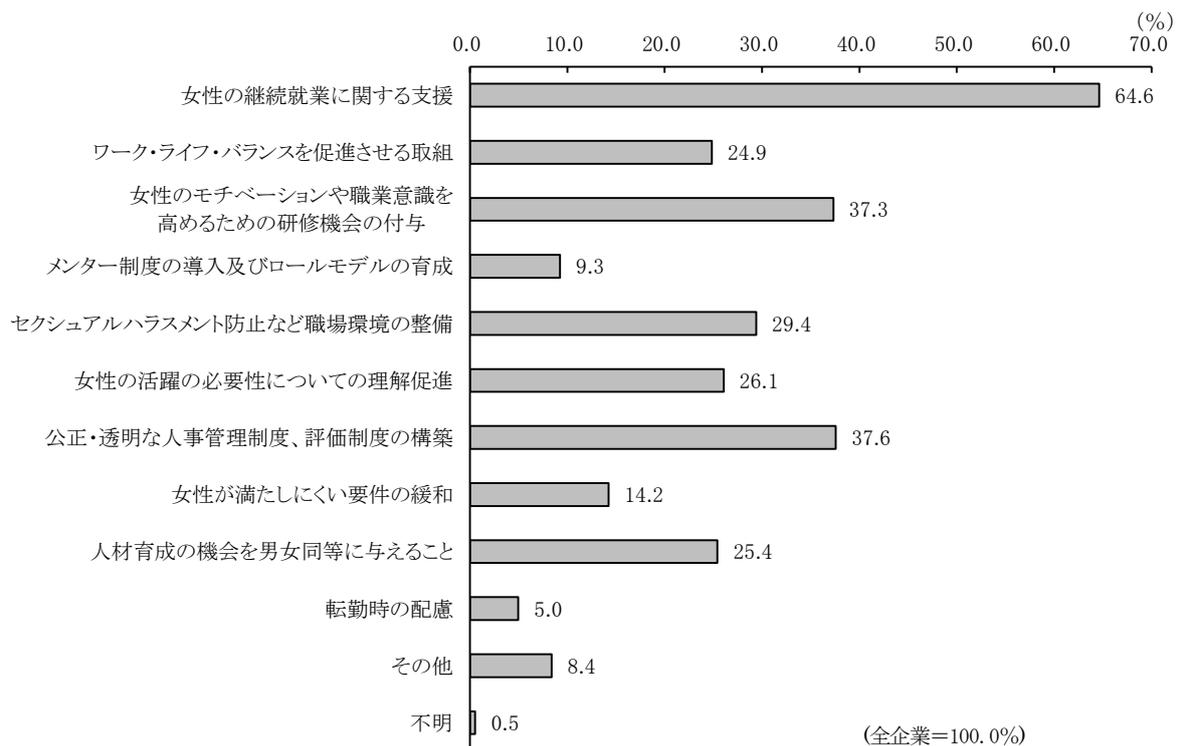
注1:平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

注2:平成23年度以前の調査では選択肢なし。

(3) 女性の活躍を推進する上での取組として必要と考えている事項

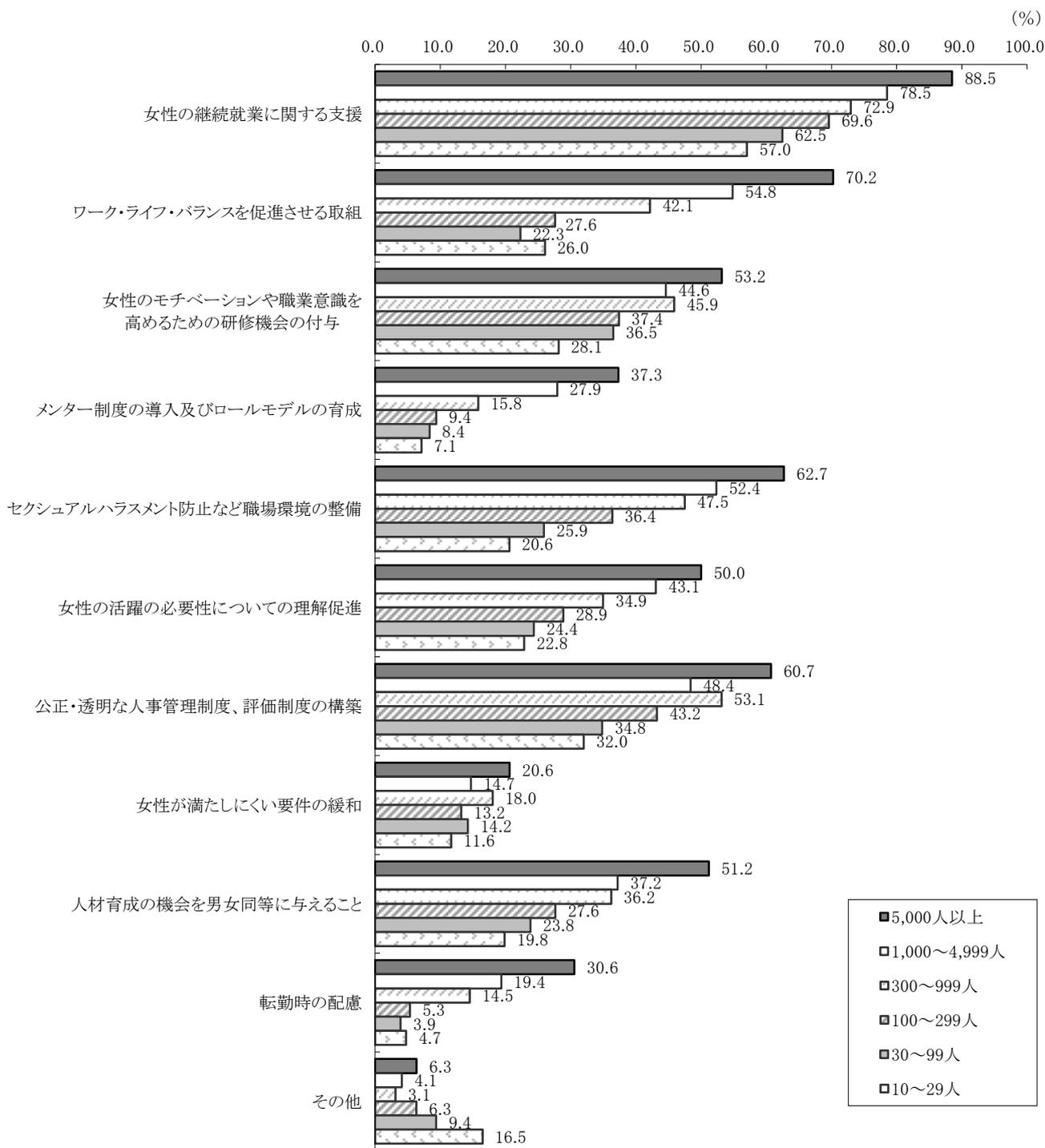
女性の活躍を推進する上での取組として必要と考えていること（複数回答）をみると、「女性の継続就業に関する支援」とする企業割合が64.6%と最も高く、次いで「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」が37.6%、「女性のモチベーションや職業意識を高めるための研修機会の付与」が37.3%の順となっている（図4）。

図4 女性の活躍を推進する上での取組として必要と考えている事項別企業割合（複数回答）



規模別にみると、「女性の継続就業に関する支援」は5,000人以上規模で88.5%であり、規模が大きくなるほど割合が高くなっているが、10～29人規模でも57.0%と高い割合となっている。同様に、「セクシュアルハラスメント防止など職場環境の整備」、「中間管理職や現場の管理職の男性に対する女性の活躍の必要性についての理解促進」、「男女均等はO J T及びO f f J Tにおける人材育成の機会を男女平等に与えること」などについても、規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向がある。これに対し、「採用、昇進、配置における女性が満たしにくい要件の緩和」は、規模による差はみられない(図5)。

図5 規模別、女性の活躍を推進する上での取組として必要と考えている事項別企業割合(複数回答)



(全企業=100.0%)

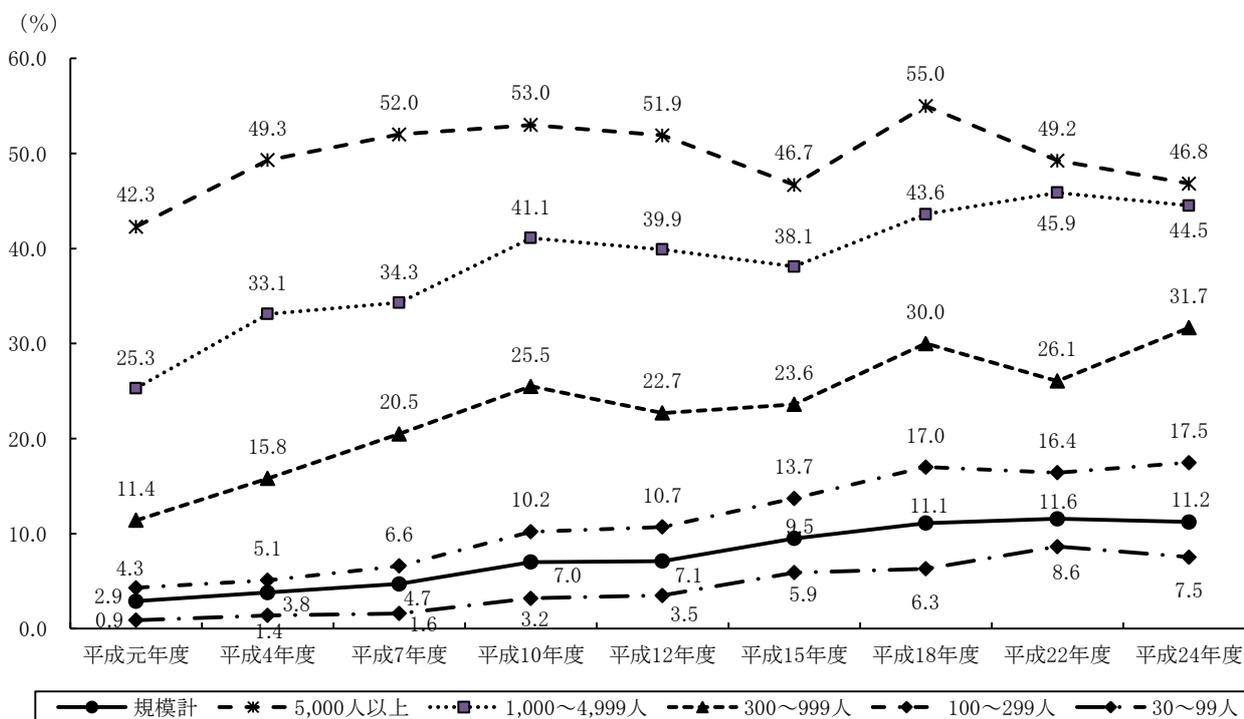
2 コース別雇用管理制度について

(1) コース別雇用管理制度の導入状況

労働者の職種、資格や転勤の有無によっていくつかのコースを設定して、コースごとに異なる雇用管理を行う、いわゆるコース別雇用管理制度が「あり」とする企業の割合は11.2%で、前回調査（平成22年度調査11.6%）を0.4ポイント下回った。

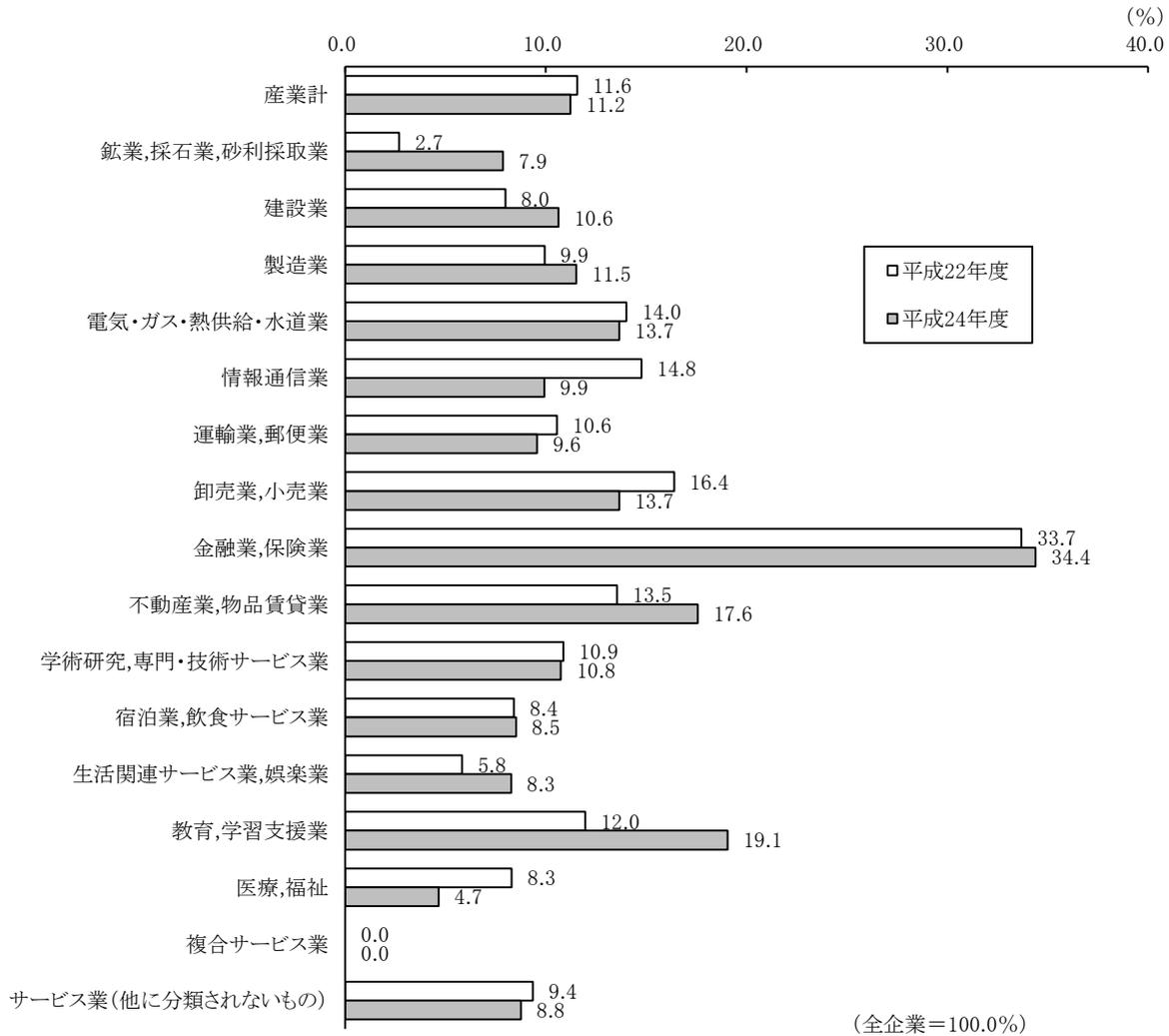
規模別にみると、5,000人以上の規模では46.8%（平成22年度49.2%）、1,000～4,999人規模では44.5%（同45.9%）、30～99人規模では7.5%（同8.6%）と前回調査に比べて低下しているものの、300～999人規模では31.7%（同26.1%）、100～299人規模では17.5%（同16.4%）と上昇している（図6）。

図6 規模別コース別雇用管理制度のある企業割合の推移



また、産業別にみると、金融業、保険業が34.4%前回調査（平成22年度33.7%）と同様最も高く、次いで教育、学習支援業が19.1%（同12.0%）、不動産業、物品賃貸業が17.6%（同13.5%）となっている（図7）。

図7 産業別コース別雇用管理制度のある企業割合



※常用労働者数30人以上の集計値

(2) コース別雇用管理制度のある企業のコース別採用状況

コース別雇用管理制度がある企業のコースごとの新規学卒者採用状況をみると、いわゆる「総合職」（基幹的業務に従事するコース）の「全国的規模の転勤のあるコース」を100とした場合、「採用あり」とする企業割合は、57.6%で、前回調査（平成22年度40.5%）に比べて大きく上昇した。「採用あり」企業を100とした場合の採用状況別企業割合は、「男性が80%以上」は72.0%、「男性が60%～80%」は9.1%、「男女同程度」は13.7%、「女性が60%～80%」は2.6%、「女性が80%以上」は2.4%となっている。

「総合職」の「転居を伴う転勤がない又は一定地域内のみの転勤があるコース」で、「処遇は全国的規模の転勤のあるコースに相当」では、「採用あり」とする企業割合は36.2%であり、採用状況別企業割合は、「男性が80%以上」は56.8%、「男性が60%～80%」は3.0%、「男女同程度」は27.4%、「女性が60%～80%」は2.9%、「女性が80%以上」は9.9%となっている。一方、「転居を伴う転勤がない又は一定地域内のみの転勤があるコース」で、「処遇は全国的規模の転勤のあるコースとは別に規定」では、「採用あり」とする企業割合は10.1%であり、採用状況別企業割合は、「男性が80%以上」は21.3%、「男性が60%～80%」は4.4%、「男女同程度」は3.8%、「女性が60%～80%」は6.5%、「女性が80%以上」は64.1%となっている。

また、いわゆる「一般職」（定型的業務に従事し、転居を伴う転勤のないコース）では、「採用あり」と

する企業割合は47.1%（同27.8%）となっている。採用状況別企業割合は、「男性が80%以上」は13.5%、「男性が60%～80%」は5.0%、「男女同程度」は17.9%、「女性が60%～80%」は4.4%、「女性が80%以上」は59.2%となっている（図8, 9）。

図8 コースの種類、コース別雇用管理制度のある企業における採用有無別企業割合

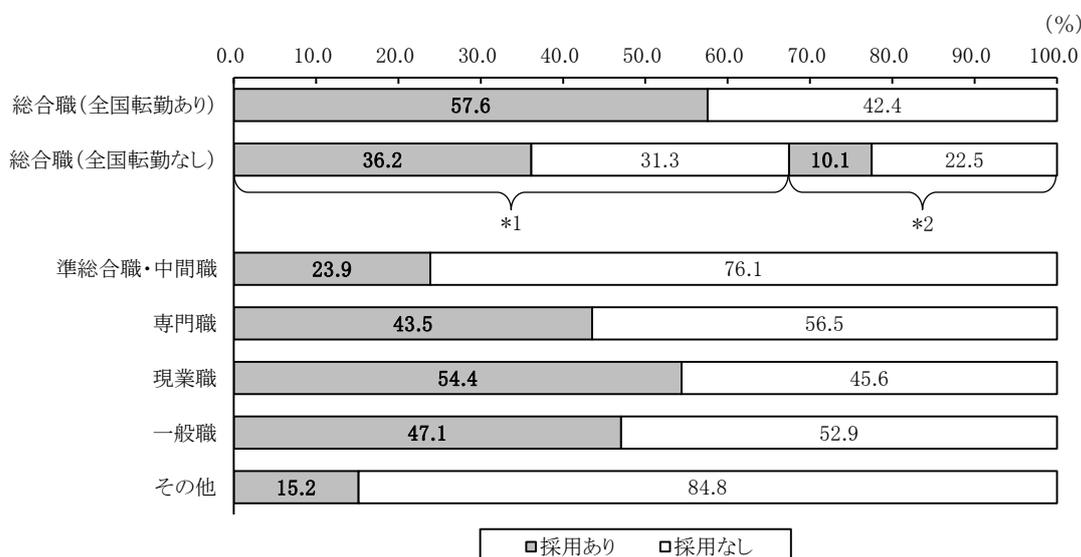
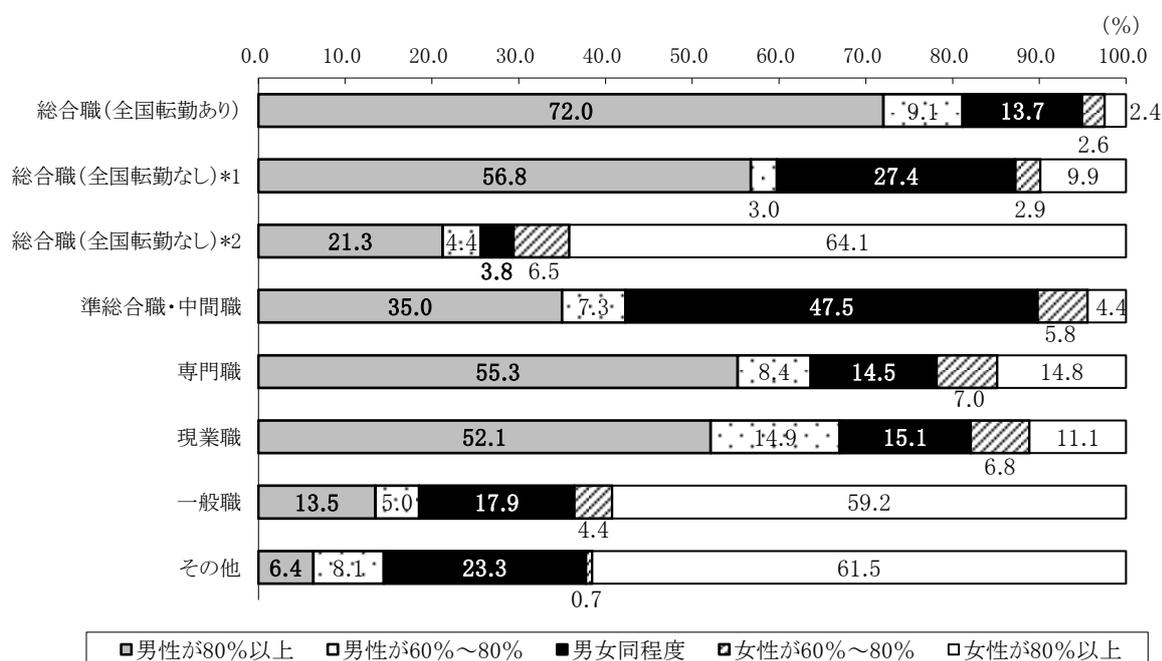


図9 コースの種類、コース別雇用管理制度のある企業における採用状況別企業割合

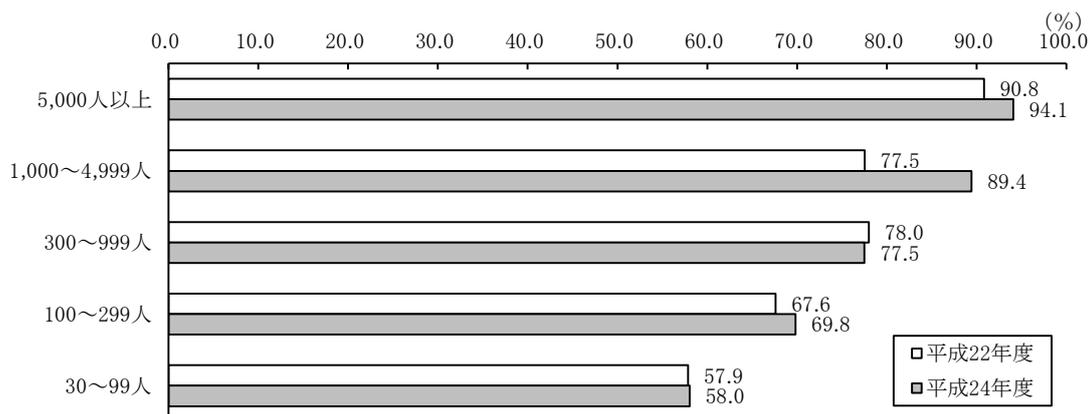


*1：転居を伴う転勤がない又は一定地域内のみ転勤があるコースで、処遇は全国的規模の転勤のあるコースに相当
 *2：転居を伴う転勤がない又は一定地域内のみ転勤があるコースで、処遇は全国的規模の転勤のあるコースとは別に規定

(3) コース転換制度の有無

コース別雇用管理制度がある企業のうち、「コース転換制度あり」とする企業割合は66.4%（平成22年度64.1%）となっている。規模別にみると、規模が大きくなるほど「コース転換制度あり」とする企業割合が高い（図10, 附属統計表第4表）。

図10 規模別コース転換制度ありの企業割合

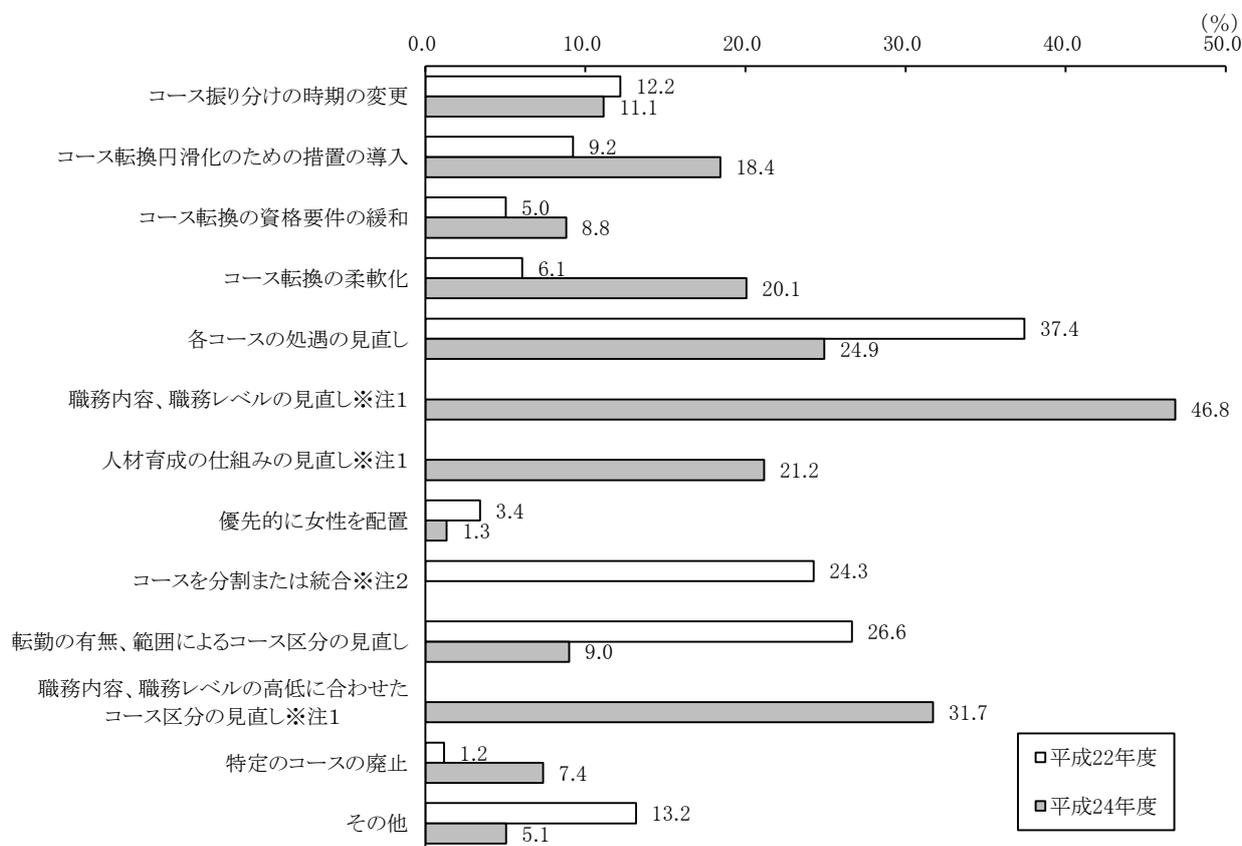


(4) コース別雇用管理制度の見直し状況

過去3年間にコース別雇用管理制度の見直しをした企業割合は20.5%で、前回調査(平成22年度12.9%)に比べ7.6ポイント上昇した(付属統計表第5表)。

その見直しの内容をみると、「各コースに求められる職務内容、職務レベルの見直し」が46.8%と最も高く、次いで「各コースにおける職務内容、職務レベルの高低に合わせたコース区分の見直し」が31.7%、「昇格に上限のあるコースの昇格上限を引き上げるなど、各コースの処遇の見直し」が24.9%となっている(図11)。

図11 コース別雇用管理制度の見直し内容別企業割合(複数回答)



注1:平成22年度の調査では選択肢なし。

注2:平成24年度の調査では選択肢なし。

事業所調査結果概要

I 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では72.4%（平成22年度68.3%）、事業所規模30人以上では94.2%（同90.0%）となっており、平成22年度調査より事業所規模5人以上では4.1ポイント、事業所規模30人以上では4.2ポイント上昇している（図1）。

産業別にみると、複合サービス事業(97.7%)、電気・ガス・熱供給・水道業(97.3%)、金融業、保険業(94.0%)で規定がある事業所の割合は高くなっている。規模別にみると、500人以上で99.9%、100～499人で98.4%、30～99人で93.0%、5～29人で67.3%と規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている（図2）。

図1 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移

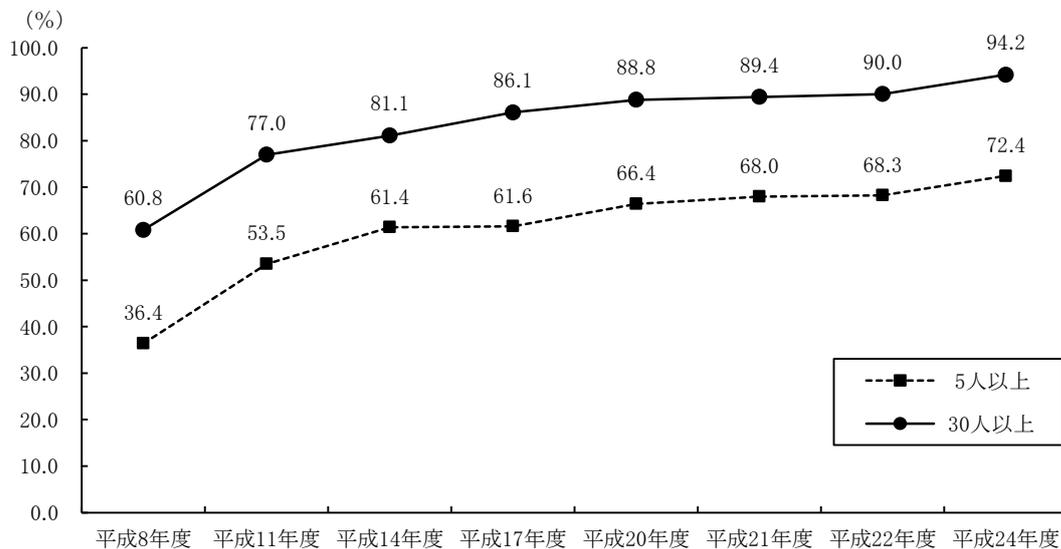
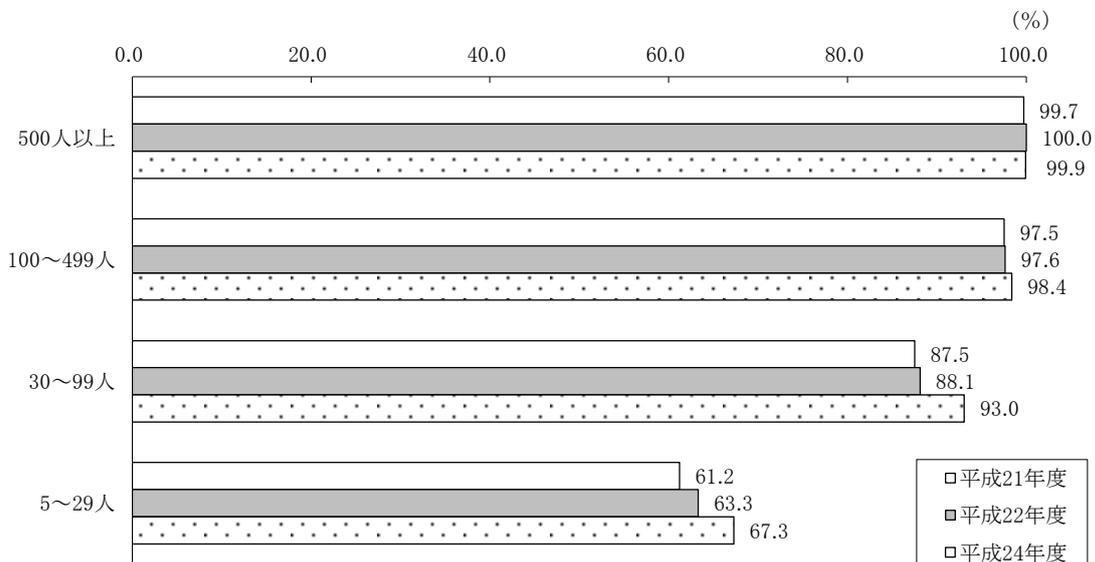


図2 事業所規模別育児休業制度の規定あり事業所割合



(2) 育児休業制度の内容

育児休業制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかについてみると、「1歳6か月（法定どおり）」が86.4%（平成22年度84.9%）と最も高くなっており、次いで「2歳～3歳未満」8.3%（同10.4%）、「1歳6か月を超え2歳未満」3.2%（同3.3%）の順となっている（表1）。

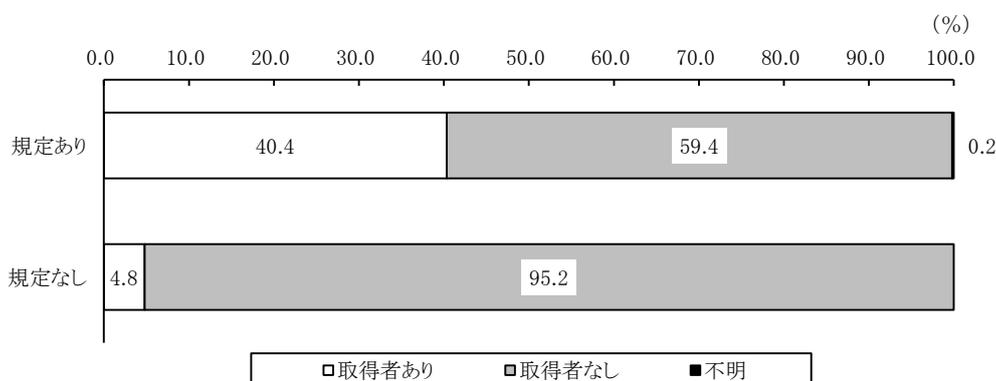
表1 最長育児休業期間別事業所割合 (%)

	育児休業制度規定あり事業所計	1歳6か月（法定どおり）	1歳6か月を超え2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上	不明
平成21年度	100.0	85.6	3.2	9.2	2.0	0.0
平成22年度	100.0	84.9	3.3	10.4	1.4	—
平成24年度	100.0	86.4	3.2	8.3	2.2	—

(3) 育児休業者の有無

これまでに育児休業を取得した労働者がいるかについてみると、育児休業制度の規定がある事業所では「取得者あり」が40.4%で、「取得者なし」が59.4%であった。一方、育児休業制度の規定がない事業所では「取得者あり」が4.8%で、「取得者なし」が95.2%となっており、制度の規定の有無による取得者割合の差が大きい（図3）。

図3 育児休業制度の規定・育児休業者の有無別事業所割合



(4) 育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 育児休業の申出方法

育児休業の申出方法について「書面で申出」とする事業所は79.9%（平成22年度80.6%）、「口頭のみで申出」とする事業所は17.6%（同17.3%）、「電子メールやFAXで申出」とする事業所は0.8%（同0.8%）となっている（表2）。

表2 育児休業の申出方法別事業所割合 (%)

	事業所計	書面で申出	電子メールやFAXで申出	口頭のみで申出	その他の方法	不明
平成22年度	100.0	80.6	0.8	17.3	1.2	—
平成24年度	100.0	79.9	0.8	17.6	1.7	0.1

イ 育児休業申出者に対する、育児休業期間等の通知方法

育児休業申出者に対する育児休業期間等の通知方法について「書面を交付」し通知する事業所は70.6%（平成22年度70.6%）、「口頭のみで伝達」する事業所は21.2%（同22.7%）、「電子メールやFAXで通知」する事業所は1.5%（同1.7%）、「その他の方法で通知」する事業所は2.1%（同1.3%）となっており、「通知しない」事業所は4.5%（同3.7%）となっている（表3）。

表3 育児休業申出者に対する育児休業期間等の通知方法別事業所割合 (%)

	事業所計	通知する				通知しない
		書面を交付	電子メールやFAXで通知	口頭のみで伝達	その他の方法で通知	
平成22年度	100.0	70.6	1.7	22.7	1.3	3.7
平成24年度	100.0	70.6	1.5	21.2	2.1	4.5

ウ 育児休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の通知

育児休業取得者に対する休業中及び休業後の労働条件について「書面を交付」し通知する事業所は59.6%（平成22年度58.6%）、「口頭のみで伝達」する事業所は24.9%（同26.5%）、「電子メールやFAXで通知」する事業所は1.6%（同1.3%）、「その他の方法で通知」する事業所は4.0%（同4.2%）となっており、「通知しない」事業所は9.4%（同9.5%）となっている（表4）。

表4 育児休業中・休業後の労働条件の通知方法別事業所割合 (%)

	事業所計	通知する				通知しない	不明
		書面を交付	電子メールやFAXで通知	口頭のみで伝達	その他の方法で通知		
平成22年度	100.0	58.6	1.3	26.5	4.2	9.5	—
平成24年度	100.0	59.6	1.6	24.9	4.0	9.4	0.5

エ 会社や企業内共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や企業内共済会等から金銭を支給している事業所割合は18.9%（平成20年度13.7%）であり、このうち「毎月金銭を支給する」は10.3%（同6.7%）、「一時金等を支給する」は10.2%（同7.8%）となっている（表5）。

表5 育児休業期間中の会社や企業内共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（複数回答） (%)

	事業所計	金銭の支給あり	支給方法(複数回答)		金銭の支給はしない	不明
			毎月金銭を支給する	一時金等を支給する		
			平成20年度	100.0		
平成24年度	100.0	18.9	10.3	10.2	80.8	0.3

オ 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度がある事業所のうち「定期昇給時期に昇給する」が19.3%（平成20年度20.5%）、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する」が19.4%（同24.0%）、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す」が

29.2%（同 28.6%）、「その他の取扱いを決めている」は 5.8%（同 6.8%）、「特に決めていない」が 26.2%（同 19.9%）となっている（表 6）。

表 6 育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 (%)

	定期昇給の制度がある事業所計	定期昇給時期に昇給する	休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する	休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す	その他の取扱いを決めている	特に決めていない	不明	
平成 20 年度	[52.7]	100.0	20.5	24.0	28.6	6.8	19.9	0.3
平成 24 年度	[64.1]	100.0	19.3	19.4	29.2	5.8	26.2	—

注:[]内の比率は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

カ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 73.1%（平成 20 年度 70.5%）と最も高くなっており、「本人の希望を考慮し、会社が決定する」が 19.6%（同 19.6%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が 6.8%（同 9.0%）となっている（表 7）。

表 7 育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合 (%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
平成 20 年度	100.0	70.5	19.6	9.0	0.8
平成 24 年度	100.0	73.1	19.6	6.8	0.5

キ 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所の割合は 44.6%（平成 20 年度 39.7%）となっている。

措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）」が 77.5%（平成 20 年度 71.7%）、「職場復帰のための講習」が 19.1%（同 24.1%）となっている（表 8）。

表 8 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合 (%)

	事業所計	講じる	措置の内容(複数回答)			講じない	不明	
			休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他			
平成 20 年度	100.0	39.7	(100.0)	(71.7)	(24.1)	(18.1)	59.3	1.1
平成 24 年度	100.0	44.6	(100.0)	(77.5)	(19.1)	(13.8)	54.9	0.5

(5) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち平成24年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は84.8%（平成23年度90.1%）となった（表9）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は77.9%（同80.1%）となった（表10）。

平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち平成24年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は4.0%（同3.7%）となっており、0.3ポイント上昇し、2年連続の上昇となった（表9）。

また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は0.4%（同0.1%）となった（表10）。

表9 育児休業者の有無別事業所割合 (%)

	出産者がいた事業所計	育児休業者(女性)あり	育児休業者(女性)なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	育児休業者(男性)あり	育児休業者(男性)なし
平成22年度	100.0	83.4	16.6	100.0	2.8	97.2
平成23年度	[100.0]	[90.1]	[9.9]	[100.0]	[3.7]	[96.3]
平成24年度	100.0	84.8	15.2	100.0	4.0	96.0

表10 有期労働者の育児休業者等がいた事業所割合 (%)

	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者(女性)あり	育児休業者(女性)なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者(男性)あり	育児休業者(男性)なし
平成22年度	100.0	—	72.3	27.7	100.0	—	3.7	96.3
平成23年度	[100.0]	—	[80.1]	[19.9]	[100.0]	—	[0.1]	[99.9]
平成24年度	100.0	86.6	77.9	22.1	100.0	68.3	0.4	99.6

注1:調査前年度1年間(平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間)に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2:「育児休業者」は、調査前年度1年間(平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間)に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

注3:平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

イ 育児休業者割合

① 女性

平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、平成24年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は83.6%と前回調査（平成23年度調査87.8%）より4.2ポイント低下した（表11, 付属統計表第1表）。

また、有期契約労働者の育児休業取得率は71.4%で、前回調査（同80.7%）より9.3ポイント低下した（表12、付属統計表第2表）。

② 男性

平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、平成24年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は1.89%で、前回調査（同2.63%）より0.74ポイント低下した（表11、付属統計表第1表）。

また、男性の有期契約労働者の育児休業取得率は0.24%で、前回調査（同0.06%）より0.18ポイント上昇した（表12、付属統計表第2表）。

表11 育児休業取得率の推移 (%)

	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成20年度
女性	49.1	56.4	64.0	70.6	72.3	89.7	90.6
男性	0.12	0.42	0.33	0.56	0.50	1.56	1.23
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
女性	85.6	83.7	[87.8]	83.6			
男性	1.72	1.38	[2.63]	1.89			

表12 有期契約労働者の育児休業取得率 (%)

	平成17年度	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
女性	51.5	86.6	71.7	[80.7]	71.4
男性	0.10	0.30	2.02	[0.06]	0.24

注：平成23年度及び平成24年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$$

（※）平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

ウ 育児休業終了後の復職状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は89.8%（平成22年度92.1%）、退職した者の割合は10.2%（同7.9%）であった。男性については復職した者の割合は99.6%（同99.7%）、退職した者の割合は0.4%（同0.3%）であった（表13）。

表13 育児休業終了後の復職者及び退職者割合 (%)

	女性			男性		
	育児休業取得者計	復職者	退職者	育児休業取得者計	復職者	退職者
平成22年度	100.0	92.1	7.9	100.0	99.7	0.3
平成24年度	100.0	89.8	10.2	100.0	99.6	0.4

注：「育児休業取得者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職予定であった者をいう。

エ 育児休業の取得期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10か月～12か月未満」が33.8%（平成22年度32.4%）と最も高く、次いで「12か月～18か月未満」22.4%（同24.7%）、「8か月～10か月未満」13.7%（同11.4%）の順となっている。

男性は、「5日未満」が41.3%（同35.1%）と最も高く、1か月未満が7割を超えている（表14、図4）。

表14 取得期間別育児休業後復職者割合

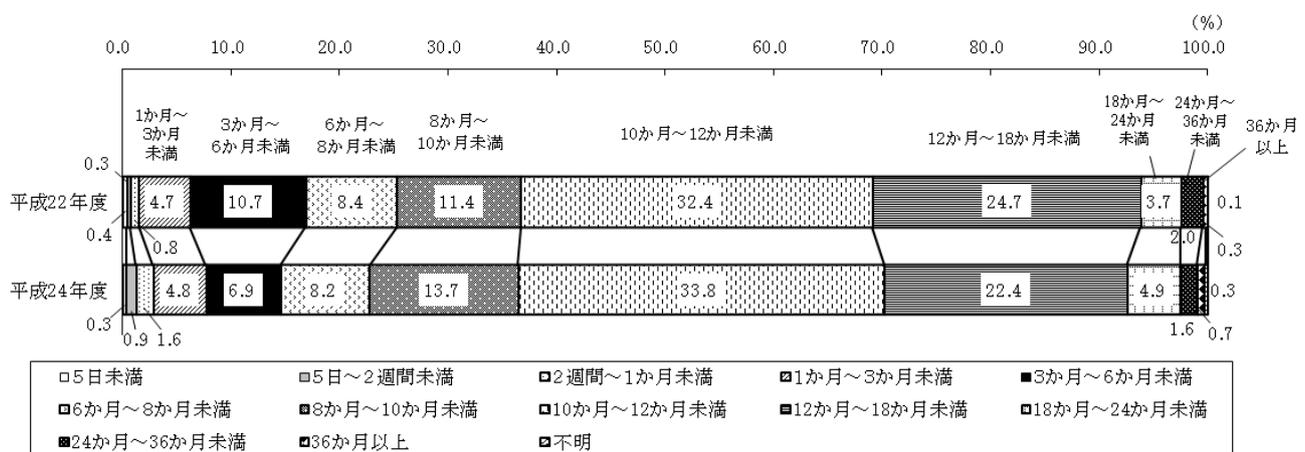
(%)

	育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上	不明	
女性	平成22年度	100.0	0.4	0.3	0.8	4.7	10.7	8.4	11.4	32.4	24.7	3.7	2.0	0.3	0.1
	平成24年度	100.0	0.3	0.9	1.6	4.8	6.9	8.2	13.7	33.8	22.4	4.9	1.6	0.7	0.3
男性	平成22年度	100.0	35.1	28.9	17.3	7.2	4.7	0.3	0.3	0.4	0.5	—	—	—	5.3
	平成24年度	100.0	41.3	19.4	14.8	17.9	2.2	1.4	0.4	2.1	0.3	0.2	—	—	—

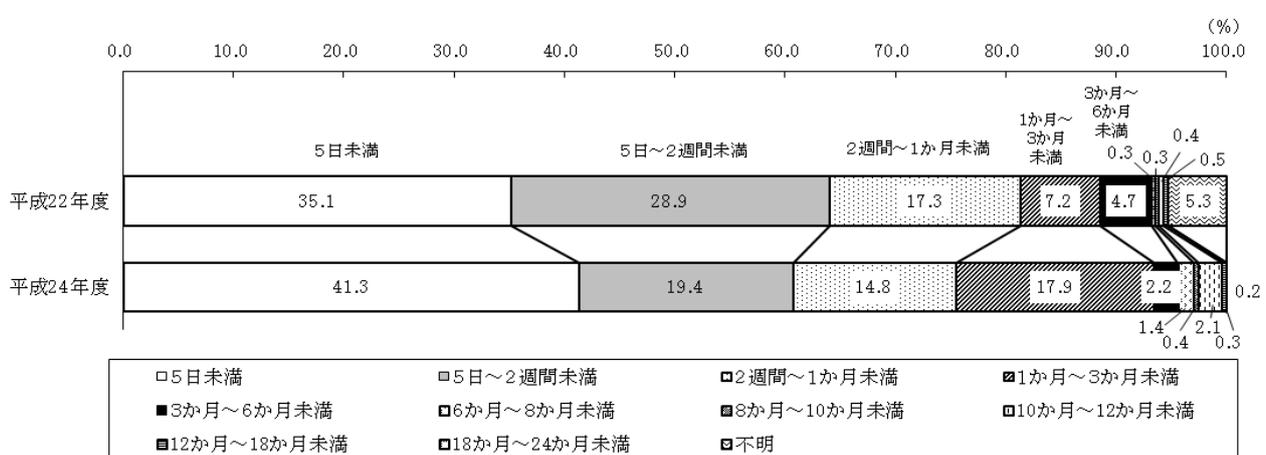
注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

図4 男女別、取得期間別育児休業後復職者割合

(女性)



(男性)



2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は 62.4%となっており、平成 23 年度調査 (64.5%) に比べ 2.1 ポイント低下した。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (95.5%)、複合サービス事業 (94.1%)、金融業、保険業 (91.9%) で制度がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 99.7%、100～499 人で 96.1%、30～99 人で 83.8%、5～29 人で 56.7%と規模が大きくなるほど制度がある事業所割合は高くなっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについてみると、「3歳に達するまで」が最も高く 47.4% (平成 23 年度 43.9%)、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 31.5% (同 31.6%)、「小学校卒業以降も利用可能」が 7.0% (同 7.8%) となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は 48.9% (同 49.4%) で、全事業所に対する割合では 30.5% (同 31.9%) と、平成 23 年度調査に比べ 1.4 ポイント低下した (表 15、付属統計表第 3 表)。

表 15 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3歳に達するまで	3歳～小学校就学の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上		
			①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
平成 22 年度	100.0	59.8 (100.0)	26.3 (43.9)	3.7 (6.1)	19.3 (32.2)	4.2 (7.0)	1.7 (2.8)	4.8 (8.0)	29.9 (50.0)	40.0	0.2
平成 23 年度	[100.0]	[64.5] [(100.0)]	[28.4] [(43.9)]	[4.3] [(6.6)]	[20.4] [(31.6)]	[4.0] [(6.2)]	[2.4] [(3.8)]	[5.0] [(7.8)]	[31.9] [(49.4)]	[35.4]	[0.1]
平成 24 年度	100.0	62.4 (100.0)	29.5 (47.4)	2.3 (3.7)	19.6 (31.5)	4.2 (6.8)	2.3 (3.7)	4.3 (7.0)	30.5 (48.9)	37.4	0.2

注：平成 23 年度の [] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

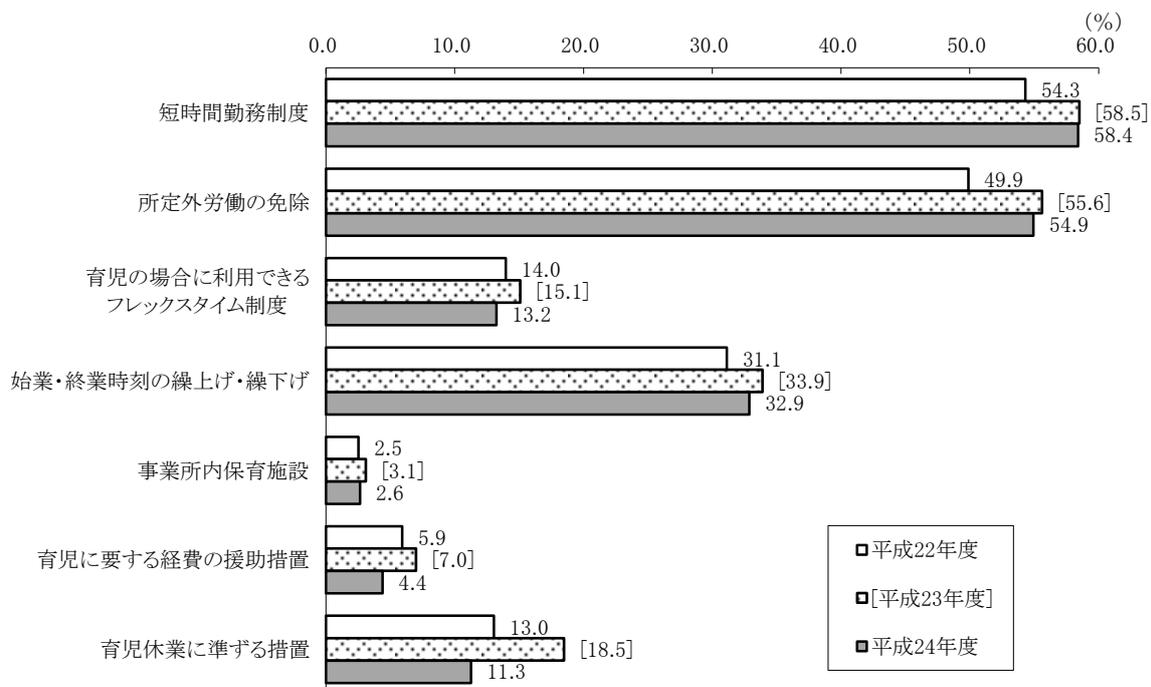
平成 21 年 6 月の育児・介護休業法改正前は、事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、短時間勤務制度、所定外労働（残業）免除制度、フレックスタイム制度、時差出勤の制度、事業所内保育施設の設置運営などから 1 つを選択して、制度を設けることが義務付けられていました。

改正後は、事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることが義務付けられました。また、3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます（平成 22 年 6 月 30 日施行。ただし、常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主は平成 24 年 7 月 1 日施行。）。

イ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が58.4%（平成23年度58.5%）、「所定外労働の免除」が54.9%（同55.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が32.9%（同33.9%）となっている（図5）。

図5 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



注：平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

各措置の最長利用可能期間の状況を見ると、「短時間勤務制度」については、「3歳に達するまで」が最も高く64.3%（平成23年度62.9%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が20.7%（同21.4%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は32.9%（同33.0%）となっている。

「所定外労働の免除」については、「3歳に達するまで」が最も高く56.6%（平成23年度53.0%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が31.3%（同31.6%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は40.2%（同40.6%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳に達するまで」が最も高く54.8%（平成23年度53.7%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が24.1%（同24.5%）となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は41.0%（同41.7%）となっている（表16）。

表 16 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

		事業所計	制度あり	最長利用可能期間						
				3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで ④	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥
短時間勤務制度	平成22年度	100.0	54.3 (100.0)	33.5 (61.7)	2.2 (4.0)	12.0 (22.1)	3.1 (5.7)	1.4 (2.7)	2.1 (3.9)	18.7 (34.3)
	平成23年度	[100.0]	[58.5] [(100.0)]	[36.8] [(62.9)]	[2.4] [(4.1)]	[12.5] [(21.4)]	[2.9] [(5.0)]	[2.1] [(3.6)]	[1.7] [(2.9)]	[19.3] [(33.0)]
	平成24年度	100.0	58.4 (100.0)	37.5 (64.3)	1.6 (2.8)	12.1 (20.7)	3.9 (6.7)	2.1 (3.6)	1.2 (2.0)	19.2 (32.9)
所定外労働の免除	平成22年度	100.0	49.9 (100.0)	25.0 (50.2)	3.2 (6.4)	16.8 (33.6)	1.6 (3.3)	1.2 (2.4)	2.0 (4.0)	21.6 (43.4)
	平成23年度	[100.0]	[55.6] [(100.0)]	[29.4] [(53.0)]	[3.6] [(6.4)]	[17.5] [(31.6)]	[1.6] [(3.0)]	[1.5] [(2.7)]	[1.9] [(3.4)]	[22.6] [(40.6)]
	平成24年度	100.0	54.9 (100.0)	31.1 (56.6)	1.8 (3.2)	17.2 (31.3)	2.1 (3.8)	1.4 (2.6)	1.4 (2.5)	22.1 (40.2)
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成22年度	100.0	14.0 (100.0)	6.3 (45.3)	1.3 (9.1)	2.7 (19.6)	0.6 (4.4)	0.6 (4.0)	2.5 (17.6)	6.4 (45.6)
	平成23年度	[100.0]	[15.1] [(100.0)]	[7.5] [(49.4)]	[0.7] [(4.9)]	[3.0] [(20.0)]	[0.9] [(5.9)]	[0.6] [(3.8)]	[2.4] [(15.9)]	[6.9] [(45.7)]
	平成24年度	100.0	13.2 (100.0)	6.8 (51.1)	0.7 (5.6)	2.4 (18.5)	0.7 (5.4)	0.6 (4.5)	2.0 (14.9)	5.7 (43.3)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成22年度	100.0	31.1 (100.0)	16.1 (51.8)	1.8 (5.9)	7.2 (23.2)	1.8 (5.8)	0.8 (2.6)	3.3 (10.7)	13.2 (42.3)
	平成23年度	[100.0]	[33.9] [(100.0)]	[18.2] [(53.7)]	[1.6] [(4.6)]	[8.3] [(24.5)]	[1.5] [(4.5)]	[1.4] [(4.1)]	[2.9] [(8.7)]	[14.1] [(41.7)]
	平成24年度	100.0	32.9 (100.0)	18.0 (54.8)	1.4 (4.2)	7.9 (24.1)	1.9 (5.7)	1.4 (4.1)	2.3 (7.1)	13.5 (41.0)
事業所内保育施設	平成22年度	100.0	2.5 (100.0)	1.1 (43.1)	0.4 (17.5)	0.6 (25.8)	0.1 (2.6)	0.1 (4.5)	0.2 (6.5)	1.0 (39.4)
	平成23年度	[100.0]	[3.1] [(100.0)]	[1.3] [(42.3)]	[0.2] [(4.8)]	[1.4] [(44.4)]	[0.1] [(3.4)]	[0.1] [(2.4)]	[0.1] [(2.7)]	[1.7] [(52.9)]
	平成24年度	100.0	2.6 (100.0)	1.2 (44.6)	0.1 (4.3)	1.0 (37.8)	0.2 (6.6)	0.1 (2.7)	0.1 (4.1)	1.4 (51.2)
育児に要する経費の援助措置	平成22年度	100.0	5.9 (100.0)	1.7 (29.1)	0.6 (10.8)	1.2 (19.6)	1.6 (26.9)	0.3 (5.4)	0.5 (8.1)	3.6 (60.1)
	平成23年度	[100.0]	[7.0] [(100.0)]	[2.2] [(30.8)]	[0.3] [(3.9)]	[1.6] [(22.7)]	[1.7] [(24.9)]	[0.3] [(4.9)]	[0.9] [(12.8)]	[4.6] [(65.2)]
	平成24年度	100.0	4.4 (100.0)	1.6 (36.5)	0.3 (7.2)	0.9 (21.1)	1.0 (22.4)	0.1 (3.1)	0.4 (9.7)	2.5 (56.2)
育児休業に準ずる措置	平成22年度	100.0	13.0 (100.0)	9.2 (70.4)	0.7 (5.3)	1.8 (14.0)	0.4 (2.9)	0.3 (2.1)	0.7 (5.3)	3.2 (24.3)
	平成23年度	[100.0]	[18.5] [(100.0)]	[14.3] [(77.4)]	[0.8] [(4.2)]	[1.9] [(10.2)]	[0.2] [(1.1)]	[0.3] [(1.8)]	[1.0] [(5.3)]	[3.4] [(18.4)]
	平成24年度	100.0	11.3 (100.0)	7.8 (69.3)	0.5 (4.8)	1.5 (13.7)	0.3 (2.7)	0.5 (4.1)	0.6 (5.4)	2.9 (25.9)

注:平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

Ⅱ 子の看護休暇制度に関する事項

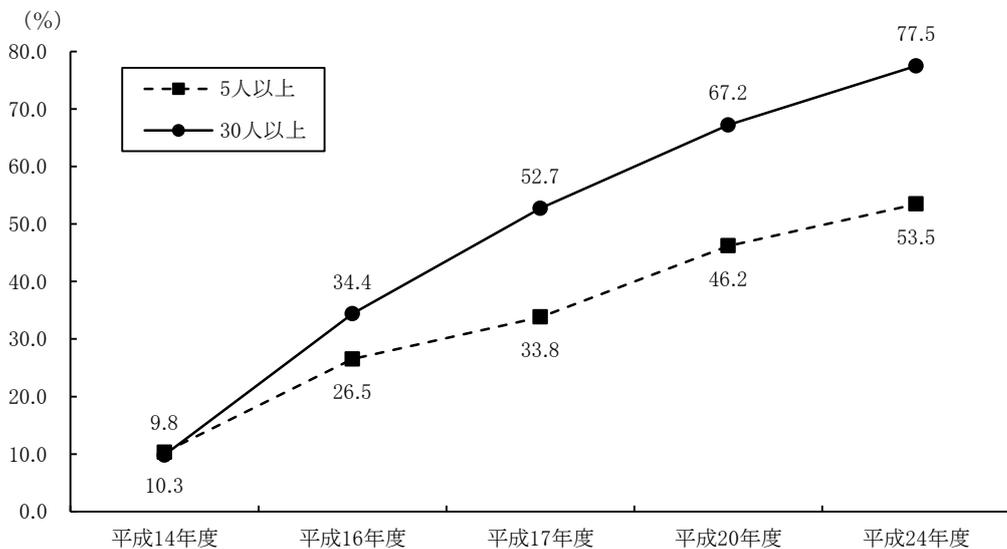
1 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模 5 人以上では 53.5%（平成 20 年度 46.2%）、事業所規模 30 人以上では 77.5%（同 67.2%）で、平成 20 年度調査に比べ、それぞれ 7.3 ポイント、10.3 ポイント上昇した（図 6, 7）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（92.7%）、金融業、保険業（88.2%）、複合サービス事業（88.0%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。

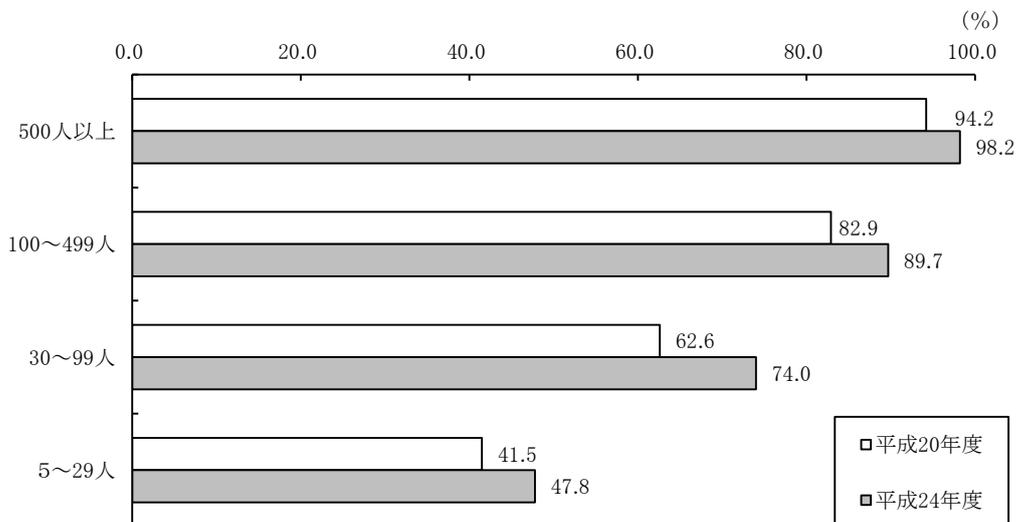
規模別にみると、500 人以上で 98.2%、100～499 人で 89.7%、30～99 人で 74.0%、5～29 人で 47.8%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第 4 表）。

図 6 子の看護休暇制度の規定がある事業所割合の推移



注:平成 14 年度及び 16 年度は、規定の有無ではなく、制度(慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む。)の有無について質問している。

図 7 事業所規模別子の看護休暇制度の規定あり事業所割合



2 子の看護休暇制度の内容

(1) 利用可能期間

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで子の看護休暇を取得できるかについてみると、「小学校就学の始期に達するまで（法定どおり）」が88.6%（平成20年度92.8%）と最も高くなっている（表17）。

表17 子の看護休暇制度の利用可能期間別事業所割合 (%)

	子の看護休暇制度規定あり事業所計	小学校就学の始期に達するまで(法定どおり)	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も対象	不明
平成20年度	100.0	92.8	1.9	1.8	3.4	0.1
平成24年度	100.0	88.6	2.9	2.7	5.9	-

(2) 休暇日数

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が93.7%（平成20年度92.4%）であった。

制限がある場合の1年間で取得できる休暇日数については、「子が1人の場合」は「5日」が93.8%、「子が2人以上の場合」は「10日」が93.3%でそれぞれ最も高くなっている（表18）。

表18 子の看護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合 (%)

	子の看護休暇制度規定あり事業所計	制限あり	制限の単位			制限なし	不明					
			同一の労働者につき	同一の子につき	その他							
平成20年度	100.0	92.4 (100.0)	(67.2)	(25.6)	(7.2)	7.1	0.5					
			(複数回答)									
	子の看護休暇制度規定あり事業所計	制限あり	子が1人の場合				子が2人以上の場合				制限なし	不明
			5日	6～10日	11～20日	21日以上	10日	11～20日	21～40日	41日以上		
平成24年度	100.0	93.7 (100.0)	(93.8)	(3.7)	(0.4)	(2.1)	(93.3)	(1.3)	(0.1)	(2.8)	5.9	0.3

平成21年6月の育児・介護休業法改正前は、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象となる子の人数にかかわらず、年5日まで病気・ケガをした子の看護のために休暇を取得することができました。

改正後は、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで取得できるようになりました（平成22年6月30日施行。）。

(3) 子の看護休暇制度を取得した場合の賃金の取扱い

子の看護休暇制度を取得した場合の賃金の取扱いについては「無給」が60.0%（平成20年度64.2%）と最も高くなっており、「有給」が26.2%（同20.6%）、「一部有給」が13.0%（同13.2%）となっている（表19）。

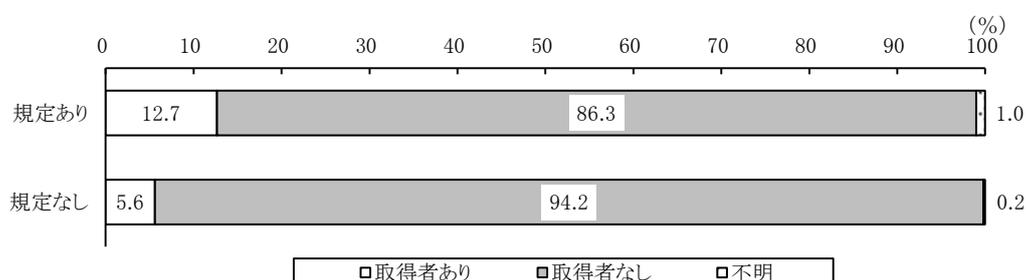
表 19 子の看護休暇制度を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

	事業所計	有給	一部有給	無給	不明
平成 20 年度	100.0	20.6	13.2	64.2	2.0
平成 24 年度	100.0	26.2	13.0	60.0	0.9

3 子の看護休暇取得者の有無

これまでに子の看護休暇を取得した労働者がいるかについてみると、子の看護休暇制度の規定がある事業所では「取得者あり」が 12.7%であった。一方、子の看護休暇制度の規定がない事業所では「取得者あり」が 5.6%となっており、制度の規定の有無による取得者割合に差があった（図 8）。

図 8 子の看護休暇制度の規定・子の看護休暇取得者の有無別事業所割合



4 子の看護休暇制度の利用状況

小学校就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に子の看護休暇の取得者がいた事業所の割合は 21.6%（平成 20 年度男女労働者ともに看護休暇を取得した事業所は 12.2%（同 18.2%）、女性労働者のみ取得した事業所は 72.0%（同 58.9%）、男性労働者のみ取得した事業所は 15.8%（同 23.0%）であった（表 20）。

表 20 子の看護休暇取得状況別事業所割合 (%)

	小学校就学前までの子を持つ労働者がいる事業所計	子の看護休暇取得者あり	男女ともに取得者あり	女性のみ取得者あり	男性のみ取得者あり
平成 20 年度	[22.3] 100.0	12.7 (100.0)	(18.2)	(58.9)	(23.0)
平成 24 年度	[24.8] 100.0	21.6 (100.0)	(12.2)	(72.0)	(15.8)

注1:[]内の比率は、全事業所のうち、小学校就学前までの子を持つ労働者がいる事業所の割合である。

注2:「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間に子の看護休暇を取得した者をいう。

小学校就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は 26.1%（平成 20 年度 15.2%）で、取得日数については「5 日未満」が最も高く 66.7%、次いで「5～10 日」29.1%、「11 日以上」4.2%の順となっている。

また、小学校就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は 3.1%（平成 20 年度 2.8%）で、取得者日数については「5 日未満」が 76.9%で最も高く、次いで「5～10 日」20.3%、「11 日以上」2.7%の順となっている（表 21）。

表 21 子の看護休暇取得者割合及び取得日数別取得者割合

(%)

	小学校就学前 までの子を持つ 労働者計	子の看護休暇 取得者	取得日数						
			1～3日	4日	5日	6日	7～9日	10日以上	
平成 20 年度	女性	100.0	15.2 (100.0)	(48.7)	(11.0)	(30.0)	(1.0)	(1.7)	(7.6)
	男性	100.0	2.8 (100.0)	(80.8)	(4.6)	(10.4)	(0.1)	(4.1)	(0.1)
	小学校就学前 までの子を持つ 労働者計	子の看護休暇 取得者	取得日数						
			5日未満	5～10日	11日以上				
平成 24 年度	女性	100.0	26.1 (100.0)	(66.7)	(29.1)	(4.2)			
	男性	100.0	3.1 (100.0)	(76.9)	(20.3)	(2.7)			

注:「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間に子の看護休暇を取得した者をいう。

Ⅲ 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では65.6%（平成20年度61.7%）、事業所規模30人以上では89.5%（同85.5%）となっており、平成20年度調査に比べ、それぞれ3.9ポイント、4.0ポイント上昇した（図9,10）。

産業別にみると、複合サービス事業（97.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（96.4%）、金融業、保険業（92.6%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500人以上で99.9%、100～499人で96.8%、30～99人で87.5%、5～29人で60.0%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第5表）。

図9 介護制度の規定がある事業所割合の推移

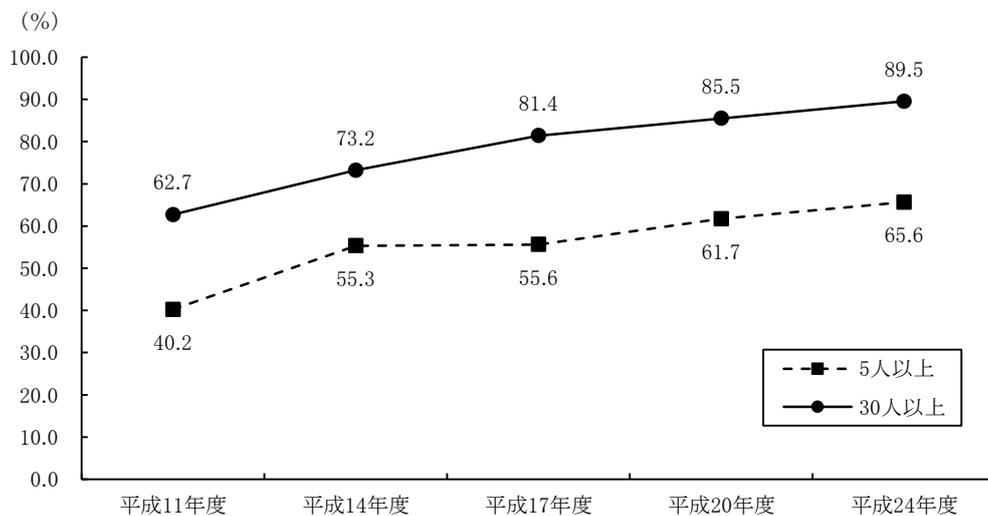
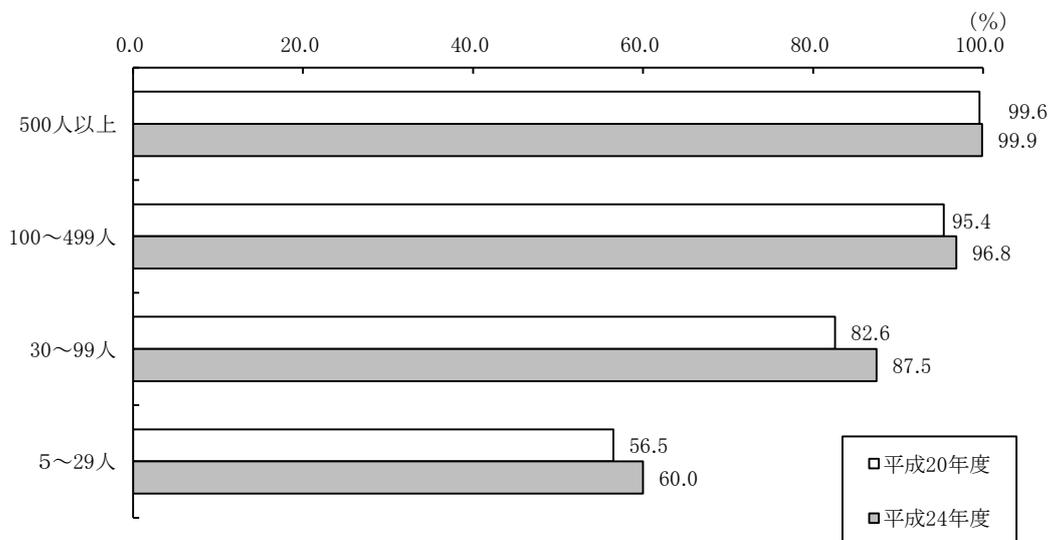


図10 事業所規模別介護休業制度の規定あり事業所割合



(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所割合は96.5%（平成20年度98.0%）、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は3.5%（同1.8%）となっている。

期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して93日まで（法定どおり）」が82.7%（平成20年度81.5%）と最も高くなっており、次いで「1年」10.3%（同11.2%）、「6か月」3.8%（同4.5%）の順となっている（表22）。

表22 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合 (%)

	介護休業制度規定あり事業所計	期間の最長限度を定めている	最長限度							期間の制限はなく、必要日数取得できる	不明
			通算して93日まで（法定どおり）	93日を超え6か月未満	6か月	6か月を超え1年未満	1年	1年を超える期間	その他		
平成20年度	100.0	98.0 (100.0)	(81.5)	(0.6)	(4.5)	(1.0)	(11.2)	(1.2)	(-)	1.8	0.2
平成24年度	100.0	96.5 (100.0)	(82.7)	(0.8)	(3.8)	(1.3)	(10.3)	(1.1)	(-)	3.5	-

イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所割合は72.1%（平成20年度80.0%）となっている。取得回数に「制限あり」とする事業所のうち「同一対象家族の同一要介護状態について」制限を設けている事業所は96.2%（同97.3%）となっており、取得回数については「1回」が93.6%（同95.4%）と最も高くなっている（表23）。

表23 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合 (%)

	介護休業制度の規定あり事業所計	取得回数の制限あり		同一対象家族の同一要介護状態について								制限なし	不明		
				1回	2回	3回以上	不明	その他	1回	2回	3回以上			不明	
平成20年度	100.0	80.0 (100.0)	(97.3)						(2.7)					19.3	0.7
			(100.0)	(95.4)	(1.7)	(2.5)	(0.4)	(100.0)	(72.0)	(4.9)	(22.8)	(0.3)			
平成24年度	100.0	72.1 (100.0)	(96.2)					(3.8)						26.6	1.3
			(100.0)	(93.6)	(4.4)	(1.9)	(-)	(100.0)	(86.3)	(0.9)	(12.8)	(-)			

ウ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、育児・介護休業法では労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている事業所は、「所定労働日数が週2日以下の者」については10.8%、「勤続6か月以上1年未満の者」については13.6%、「勤続6か月未満の者」については9.1%、「93日以内に退職することが明らかな者」については11.5%となっている（表24）。

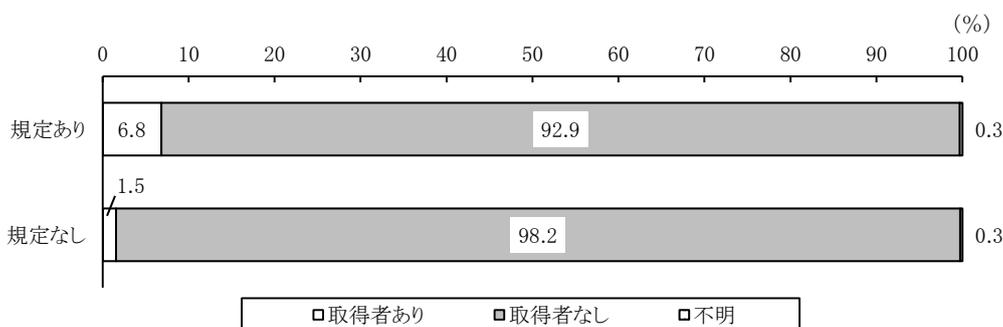
表 24 介護休業制度の対象労働者の状況別事業所割合（複数回答）（%）

	事業所計	介護休業の対象としている労働者の種類（複数回答）			①～④い ずれも対 象者とし ていない	不明
		所定労働日数が週 2日以下の者	勤続1年 未満の者	93日以内に退職す ることが明らかな者		
平成20年度	100.0	14.1	17.8	20.2		
	事業所計	所定労働日数が週 2日以下の者 ①	勤続6か月以上 1年未満の者 ②	勤続6か月 未満の者 ③	93日以内に退職す ることが明らかな者 ④	
平成24年度	100.0	10.8	13.6	9.1	11.5	74.2 4.0

(3) 介護休業者の有無

これまでに介護休業を取得した労働者がいるかについてみると、介護休業制度の規定がある事業所では「取得者あり」が6.8%であった。一方、介護休業制度の規定がない事業所では「取得者あり」が1.5%となっており、制度の規定の有無による取得者割合に差があった（図11）。

図 11 介護休業制度の規定・介護休業者の有無別事業所割合



(4) 介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 会社や企業内共済会等から介護休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業中の労働者に会社や企業内共済会等から金銭を支給している事業所割合は14.4%（平成20年度14.3%）であり、このうち「毎月金銭を支給する」は9.0%（同7.9%）、「一時金等を支給する」は6.4%（同7.2%）となっている（表25）。

また、毎月金銭を支給する事業所において、その支給内容をみると、「定額を支給」が26.1%と最も高く、次いで「所定内給与額の40%以上を支給」が19.6%、「労働者負担分の社会保険料相当額を支給」が18.0%、「所定内給与額の40%未満を支給」が13.8%となっている。一時金等を支給する事業所においては、「日数限定で有給とする」が41.5%と最も高く、次いで「一時金を支給する」が37.9%となっている（表26）。

表 25 介護休業期間中の会社や企業内共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（複数回答）（%）

	事業所計	金銭の支給あり	支給方法（複数回答）		金銭の支給は しない	不明
			毎月金銭を 支給する	一時金等を 支給する		
平成20年度	100.0	14.3	7.9	7.2	84.4	1.3
平成24年度	100.0	14.4	9.0	6.4	85.0	0.6

表 26 介護休業期間中の会社や企業内共済会等からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（複数回答）（%）

	金銭を支給する事業所計	支給内容(複数回答)									
		毎月金銭を支給する	所定内給与額の40%以上を支給	所定内給与額の40%未満を支給	定額を支給	労働者負担分の社会保険料相当額を支給	その他	一時金等を支給する	一時金を支給する	日数限定で有給とする	その他
平成 24 年度	100.0	62.5 (100.0)	(19.6)	(13.8)	(26.1)	(18.0)	(22.4)	44.6 (100.0)	(37.9)	(41.5)	(20.6)

イ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種については、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が75.5%（平成20年度70.1%）と最も高くなっており、「本人の希望を考慮し、会社が決定する」が17.1%（同19.8%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が6.9%（同9.0%）となっている（表27）。

表 27 介護休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合（%）

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
平成 20 年度	100.0	70.1	19.8	9.0	1.1
平成 24 年度	100.0	75.5	17.1	6.9	0.5

(5) 介護休業制度の利用状況

ア 介護休業者の有無別事業所割合

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は1.4%であった。介護休業者がいた事業所のうち、男女労働者ともに介護休業者がいた事業所の割合は1.9%、女性労働者のみいた事業所の割合は74.5%、男性労働者のみいた事業所の割合は23.5%であった（表28）。

表 28 介護休業者の有無別事業所割合（%）

	事業所計	介護休業者の有無別事業所割合				介護休業者なし事業所	不明
		介護休業者あり事業所	男女とも介護休業者あり事業所	女性のみ介護休業者あり事業所	男性のみ介護休業者あり事業所		
平成 24 年度	100.0	1.4 (100.0)	0.0 (1.9)	1.0 (74.5)	0.3 (23.5)	98.6	—

イ 介護休業者割合

常用労働者に占める介護休業者割合は、0.06%（平成20年度0.06%）であり、男女別にみると、女性は0.12%（同0.11%）、男性は0.02%（同0.03%）となっている。また、介護休業者の男女比は、女性79.5%、男性20.5%であった（表29、付属統計表第6表）。

表 29 介護休業者割合

(%)

	男女計		女性		男性	
	常用労働者計	介護休業者	女性常用労働者計	介護休業者	男性常用労働者計	介護休業者
平成 20 年度	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.03
平成 24 年度	100.0	0.06	100.0	0.12	100.0	0.02

注:「介護休業者」は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

介護休業者の男女割合

(%)

	介護休業者計	女性	男性
平成 24 年度	100.0	79.5	20.5

ウ 介護休業の取得期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1 か月～3 か月未満」が 29.6% (平成 20 年度 34.7%) と最も高く、次いで「2 週間～1 か月未満」が 20.4% (同 20.5%)、「6 か月～1 年未満」が 15.8% (同 3.1%) の順となっている (表 31)。

表 31 取得期間別介護休業後復職者割合

(%)

	介護休業後復職者計	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	不明	
		男女計	平成 20 年度	100.0	11.9	3.9	20.5	34.7	13.3	3.1
	平成 24 年度	100.0	14.1	3.8	20.4	29.6	15.4	15.8	0.9	—
女性	平成 20 年度	100.0	6.7	4.8	24.1	37.9	17.4	2.0	1.6	5.5
	平成 24 年度	100.0	14.8	4.6	18.7	22.7	18.0	20.3	1.0	—
男性	平成 20 年度	100.0	24.0	2.0	12.3	27.2	4.0	5.7	0.5	24.3
	平成 24 年度	100.0	11.7	1.3	26.3	52.2	6.9	1.0	0.5	—

注:「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

ア 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無、利用可能期間

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合は、平成20年度45.4%）となっており、平成20年度調査に比べ11.3ポイント上昇した。

産業別にみると、複合サービス業（90.9%）、電気・ガス・熱供給・水道業（89.9%）、金融業、保険業（85.9%）で制度がある事業所割合が高くなっている。

規模別にみると、500人以上で92.2%、100～499人で88.2%、30～99人で77.5%、5～29人で51.2%と規模が大きくなるほど制度がある事業所割合は高くなっている。

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における最長で利用できる期間をみると、「93日」が75.8%（平成20年度75.9%）で最も高く、次いで「1年を超える期間」が10.2%（同11.8%）、「1年」が7.2%（同7.7%）の順となっている（表32、付属統計表第7表）。

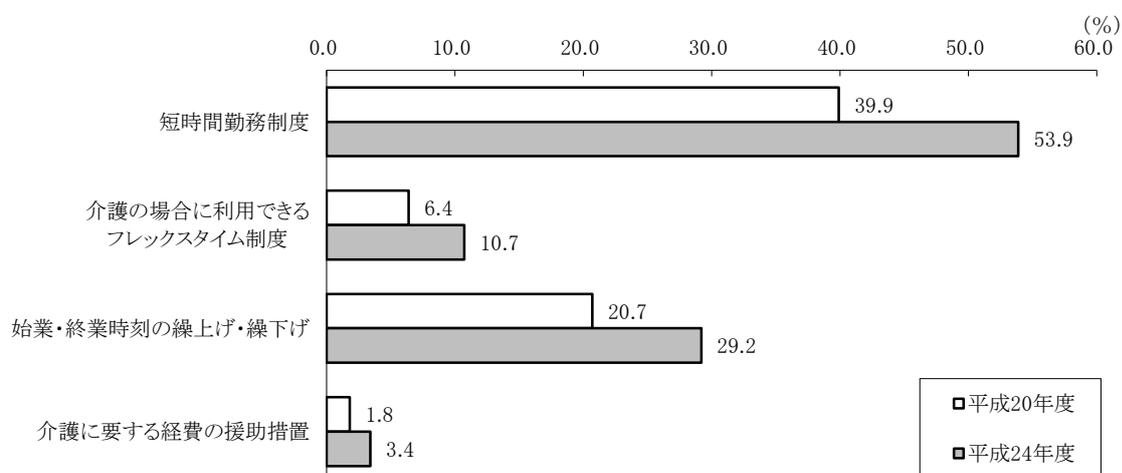
表32 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間					制度なし	不明
			93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間	不明		
平成20年度	100.0	45.4 (100.0)	(75.9)	(4.6)	(7.7)	(11.8)	(-)	54.2	0.4
平成24年度	100.0	56.7 (100.0)	(75.8)	(6.8)	(7.2)	(10.2)	(-)	42.8	0.5

イ 介護のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」53.9%（平成20年度39.9%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」10.7%（同6.4%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」29.2%（同20.7%）、「介護に要する経費の援助措置」3.4%（同1.8%）となっている（図12）。

図12 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況（複数回答）



各制度の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「93日」が最も高く78.7%（平成20年度80.5%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「93日」が最も高く72.4%（同67.9%）、次いで「1年を超える期間」が12.7%（同16.6%）、「1年」が8.2%（同10.2%）の順となっている（表33）。

表33 介護のための勤務時間短縮措置等の措置の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（%）

		事業所計	制度あり	最長利用可能期間			
				93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間
短時間勤務制度	平成20年度	100.0	39.9 (100.0)	(80.5)	(5.1)	(8.0)	(6.4)
	平成24年度	100.0	53.9 (100.0)	(78.7)	(6.5)	(7.2)	(7.5)
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成20年度	100.0	6.4 (100.0)	(60.6)	(4.8)	(13.2)	(21.3)
	平成24年度	100.0	10.7 (100.0)	(64.3)	(6.0)	(5.3)	(24.4)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成20年度	100.0	20.7 (100.0)	(67.9)	(5.3)	(10.2)	(16.6)
	平成24年度	100.0	29.2 (100.0)	(72.4)	(6.8)	(8.2)	(12.7)
介護に要する経費の援助措置	平成20年度	100.0	1.8 (100.0)	(56.3)	(4.3)	(8.2)	(31.3)
	平成24年度	100.0	3.4 (100.0)	(60.5)	(7.1)	(5.7)	(26.6)

ウ 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における各措置の利用状況をみると、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に「短時間勤務制度」の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合は1.9%（平成20年度1.1%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」1.2%（同0.5%）、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」1.9%（同1.3%）、「介護に要する経費の援助措置」0.7%（同0.8%）となっている（表34）。

また、措置の制度がある事業所における常用労働者のうち、同期間の各措置の利用者の割合をみると、「短時間勤務制度」0.09%（平成20年度0.04%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」0.05%（同0.02%）、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」0.06%（同0.04%）、「介護に要する経費の援助措置」0.04%（同0.04%）となっている（表35）。

表34 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者あり事業所割合（%）

	制度あり事業所計	短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	介護に要する経費の援助措置
平成20年度	100.0	1.1	0.5	1.3	0.8
平成24年度	100.0	1.9	1.2	1.9	0.7

注：調査前年度1年間に各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合である。

表 35 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合 (%)

		制度あり事業所の 常用労働者計	短時間勤務制度 利用者	介護の場合に利 用できるフレックス タイム制度利用者	始業・終業時刻の 繰上げ・繰下げ 利用者	介護に要する 経費の援助措置 利用者
男女計	平成 20 年度	100.0	0.04	0.02	0.04	0.04
	平成 24 年度	100.0	0.09	0.05	0.06	0.04
女性	平成 20 年度	100.0	0.08	0.04	0.09	0.05
	平成 24 年度	100.0	0.22	0.11	0.13	0.01
男性	平成 20 年度	100.0	0.01	0.00	0.01	0.04
	平成 24 年度	100.0	0.00	0.02	0.02	0.05

注1:「利用者」は、調査前年度1年間に各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。
注2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

エ 利用者割合

介護のための勤務時間短縮等の措置の利用者割合を、各制度がある事業所における介護休業後復職者に占める利用者からみると、女性については「短時間勤務制度」の利用者が 19.6%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」11.5%、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」6.5%の順となっている。

一方、男性については、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 8.2%、「短時間勤務制度」が 2.8%となっている(表 36)。

表 36 介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の利用者割合 (%)

	各制度がある事業 所における介護休 業後復職者計	短時間勤務制度 利用者	介護の場合に利 用できるフレックス タイム制度利用者	始業・終業時刻 の繰上げ・繰下げ 利用者	介護に要する 経費の援助措置 利用者
女性	100.0	19.6	6.5	11.5	0.0
男性	100.0	2.8	-	8.2	-

注1:「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。
注2:「利用者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者のうち、調査時点までに各制度の利用を開始した(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。
注3:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

IV 短時間正社員制度に関する事項

短時間正社員制度の導入状況

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が、短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務することができる短時間正社員制度(育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く。)がある事業所の割合は 14.0%となっている。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(16.8%)、宿泊業、飲食サービス業(16.7%)、生活関連サービス業、娯楽業(16.3%)、医療、福祉(16.2%)で制度がある事業所割合が高くなっている(表 37, 付属統計表第 8 表)。

表 37 短時間正社員制度の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
平成 22 年度	100.0	13.4	86.6	0.0
平成 23 年度	[100.0]	[20.5]	[79.5]	[-]
平成 24 年度	100.0	14.0	85.4	0.5

注:平成 23 年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

企業調査 付属統計表

第1表 ポジティブ・アクションの取組状況別企業割合

(%)

	企業計	取り組んでいる	取り組んでいない	取り組む予定			不明
				以前は取り組んでいた	今後、取り組むこととしている	今のところ取り組む予定はない	
総数							
10人以上	100.0	24.9	74.8	1.2	11.3	62.3	0.3
30人以上	100.0	32.5	67.2	1.1	12.1	54.0	0.3
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	17.3	82.7	1.2	5.1	76.5	-
建設業	100.0	17.9	81.2	2.0	10.0	69.2	0.9
製造業	100.0	24.2	75.8	0.5	12.5	62.8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.5	72.5	1.3	13.1	58.2	-
情報通信業	100.0	38.8	61.2	0.8	8.8	51.6	-
運輸業、郵便業	100.0	18.5	81.5	1.4	9.3	70.8	-
卸売業、小売業	100.0	27.7	72.0	1.2	12.0	58.8	0.3
金融業、保険業	100.0	51.0	49.0	1.6	9.1	38.3	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	29.5	69.4	1.2	15.2	53.0	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.1	67.6	0.7	4.8	62.1	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	25.4	74.5	1.1	17.6	55.8	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	27.7	72.3	0.0	10.7	61.6	0.0
教育、学習支援業	100.0	39.7	60.3	1.0	12.7	46.7	-
医療、福祉	100.0	39.2	60.7	-	12.3	48.5	0.1
複合サービス事業	*100.0	*50.0	*50.0	-	-	*50.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	20.0	79.6	2.5	7.5	69.5	0.4
企業規模							
5,000人以上	100.0	71.4	28.2	2.4	12.7	13.1	0.4
1,000～4,999人	100.0	64.1	35.9	0.8	14.1	21.0	-
300～999人	100.0	52.4	47.6	0.7	15.7	31.2	-
100～299人	100.0	36.5	63.4	0.7	13.5	49.2	0.1
30～99人	100.0	29.4	70.2	1.3	11.5	57.5	0.4
10～29人	100.0	20.4	79.4	1.3	10.8	67.3	0.3
30人以上（再掲）	100.0	32.5	67.2	1.1	12.1	54.0	0.3
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	33.5	66.5	0.2	17.1	49.3	0.0
労働組合なし	100.0	24.2	75.5	1.3	10.8	63.4	0.3

第2表 ポジティブ・アクションに取り組みない理由別企業割合 (%)

	ポジティブ・アクションに「取り組む予定はない」企業計	経営者(トップ)の意識が伴わない	業績に直接反映しないため	既に女性は十分に活躍していると思うため	ポジティブ・アクションの手法がわからない	コストがかかる	女性の意識が伴わない	男性からの理解が得られない	中間管理職や現場管理職の意識が伴わない	その他	不明		
												(%)	
総数	10人以上	100.0	4.6	9.8	47.0	6.2	1.0	7.9	0.4	1.2	21.0	1.0	
	30人以上	100.0	4.6	6.3	47.6	4.4	2.3	13.8	0.1	3.6	17.0	0.2	
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	5.1	22.3	35.2	2.1	-	13.9	0.6	1.5	19.3	-	
	建設業	100.0	4.0	17.2	33.7	9.4	-	6.6	0.1	0.5	28.3	-	
	製造業	100.0	10.1	9.5	38.5	4.0	0.7	12.3	-	2.3	19.5	2.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	10.1	33.7	7.3	-	14.0	1.7	-	33.1	-	
	情報通信業	100.0	3.1	1.7	65.9	3.4	0.8	6.2	-	0.1	18.7	-	
	運輸業、郵便業	100.0	4.7	14.4	32.3	5.4	3.2	8.2	2.2	0.8	27.6	1.2	
	卸売業、小売業	100.0	0.8	5.0	58.4	7.2	1.1	7.5	-	1.7	18.2	-	
	金融業、保険業	100.0	6.0	9.8	56.5	6.8	-	4.1	-	1.2	14.6	1.2	
	不動産業、物品賃貸業	100.0	3.0	15.7	53.5	4.7	0.7	5.4	-	1.5	15.5	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0	3.9	7.8	63.3	5.6	0.1	8.3	0.1	1.3	9.6	-	
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.5	7.7	56.8	7.1	1.7	3.8	2.0	0.3	17.8	2.2	
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.3	6.8	60.9	4.0	3.0	4.7	1.7	0.8	11.4	1.5	
	教育、学習支援業	100.0	6.5	3.2	75.3	-	-	6.3	-	-	8.8	-	
	医療、福祉	100.0	4.9	1.7	85.4	2.4	-	0.8	-	-	4.7	-	
	複合サービス事業	*100.0	-	-	*100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	4.8	8.7	44.8	5.5	0.7	7.1	-	-	27.3	1.1	
	企業規模	5,000人以上	100.0	12.1	3.0	45.5	3.0	-	-	-	-	36.4	-
		1,000~4,999人	100.0	7.8	6.6	53.4	3.4	1.1	8.9	-	4.6	14.1	-
		300~999人	100.0	7.5	4.5	49.4	5.1	-	16.3	0.3	5.1	11.7	-
		100~299人	100.0	7.0	6.5	45.3	5.8	1.2	16.1	0.8	1.4	14.5	1.3
30~99人		100.0	4.0	6.3	48.0	4.1	2.6	13.2	0.0	4.0	17.8	0.0	
10~29人		100.0	4.6	11.5	46.7	7.0	0.4	5.0	0.5	0.0	22.9	1.4	
30人以上(再掲)	100.0	4.6	6.3	47.6	4.4	2.3	13.8	0.1	3.6	17.0	0.2		

第3表 コースの種類別コース別雇用管理制度の有無別企業割合(M. A.)

(%)

	企業計	コース別雇用管理制度ありの企業計	コースの種類 (M. A.)										コース別雇用管理制度なしの企業計	不明	
			①総合職(全国転勤あり)	②総合職(全国転勤なし)	処遇は①総合職に相当	処遇は①総合職とは別に規定	準総合職・中間職	専門職	現業職	一般職	その他	不明			
総数															
10人以上	100.0	6.9	4.3	2.5	1.7	0.8	2.0	3.1	4.3	6.0	1.6	0.1	92.7	0.4	
		(100.0)	(63.2)	(36.8)	(25.2)	(11.7)	(28.7)	(45.0)	(62.3)	(86.8)	(22.8)	(0.9)			
30人以上	100.0	11.2	7.9	4.5	3.0	1.5	3.2	4.9	6.7	9.7	2.3	0.0	88.6	0.2	
		(100.0)	(70.7)	(40.0)	(27.0)	(13.0)	(28.9)	(43.4)	(59.8)	(86.6)	(20.5)	(0.1)			
産業															
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	1.6	0.5	0.5	0.5	-	1.2	0.9	1.2	1.2	-	-	98.4	-	
		(100.0)	(28.6)	(28.6)	(28.6)	(-)	(71.4)	(57.1)	(71.4)	(71.4)	(-)	(-)			
建設業	100.0	2.7	2.5	1.3	1.1	0.1	1.3	1.3	1.8	2.5	1.2	-	96.4	0.9	
		(100.0)	(92.8)	(46.0)	(41.8)	(4.2)	(46.3)	(47.4)	(64.9)	(92.3)	(45.5)	(-)			
製造業	100.0	9.1	6.5	2.9	1.5	1.4	2.0	3.4	7.2	7.9	1.5	-	89.9	1.0	
		(100.0)	(71.4)	(31.7)	(16.9)	(14.8)	(21.8)	(37.0)	(78.7)	(86.9)	(16.0)	(-)			
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.1	5.6	6.5	5.9	0.7	2.3	2.6	5.6	9.5	3.6	-	89.9	-	
		(100.0)	(54.8)	(64.5)	(58.1)	(6.5)	(22.6)	(25.8)	(54.8)	(93.5)	(35.5)	(-)			
情報通信業	100.0	6.6	4.5	3.3	1.3	1.9	3.9	5.5	3.9	6.2	2.9	-	93.4	-	
		(100.0)	(68.0)	(49.4)	(20.3)	(29.1)	(58.0)	(82.9)	(59.2)	(93.9)	(43.5)	(-)			
運輸業、郵便業	100.0	6.9	4.3	2.4	2.2	0.2	2.1	2.2	4.1	5.1	2.2	0.7	93.1	-	
		(100.0)	(62.5)	(34.3)	(31.4)	(2.9)	(31.2)	(32.7)	(59.3)	(73.5)	(31.7)	(10.6)			
卸売業、小売業	100.0	7.6	4.7	3.2	2.1	1.0	1.4	2.8	3.4	7.4	1.2	0.0	92.4	-	
		(100.0)	(62.2)	(42.0)	(28.2)	(13.7)	(18.8)	(36.5)	(45.4)	(97.0)	(16.3)	(0.2)			
金融業、保険業	100.0	24.7	18.3	9.4	7.1	2.3	5.8	7.4	4.9	20.9	4.6	0.3	75.3	-	
		(100.0)	(74.3)	(38.3)	(28.8)	(9.5)	(23.4)	(29.8)	(20.1)	(84.6)	(18.5)	(1.0)			
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.5	6.2	5.0	3.1	1.9	3.1	5.6	4.7	7.2	0.8	-	90.5	-	
		(100.0)	(65.0)	(52.4)	(32.6)	(19.9)	(32.2)	(58.5)	(49.0)	(76.1)	(8.5)	(-)			
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	7.7	4.1	1.4	0.9	0.5	1.7	6.2	3.6	6.3	3.2	-	92.3	-	
		(100.0)	(52.7)	(17.8)	(11.7)	(6.1)	(22.4)	(80.5)	(46.6)	(81.5)	(42.1)	(-)			
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.6	3.2	1.9	1.8	0.1	2.8	4.1	3.7	4.1	2.2	-	93.4	-	
		(100.0)	(48.9)	(29.3)	(27.9)	(1.5)	(42.9)	(61.8)	(55.6)	(61.2)	(33.5)	(-)			
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	6.3	3.9	2.3	1.2	1.1	3.5	3.5	4.4	5.6	1.9	-	93.6	0.1	
		(100.0)	(62.6)	(36.4)	(18.9)	(17.4)	(54.9)	(55.0)	(70.6)	(88.5)	(30.5)	(-)			
教育、学習支援業	100.0	10.1	3.2	4.4	3.4	1.0	3.9	6.0	6.4	8.9	2.7	-	89.9	-	
		(100.0)	(31.8)	(43.3)	(33.4)	(9.9)	(38.2)	(59.6)	(63.1)	(87.9)	(26.4)	(-)			
医療、福祉	100.0	3.6	0.6	1.7	0.6	1.0	1.6	3.2	3.0	2.3	0.4	-	96.4	-	
		(100.0)	(17.2)	(46.4)	(17.5)	(28.9)	(43.2)	(88.6)	(83.8)	(65.3)	(11.7)	(-)			
複合サービス事業	*100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.0	2.2	2.2	2.0	0.2	2.3	3.8	5.8	6.0	1.3	-	92.6	0.4	
		(100.0)	(31.9)	(31.9)	(28.8)	(3.1)	(32.4)	(54.5)	(83.6)	(86.6)	(18.8)	(-)			
企業規模															
5,000人以上	100.0	46.8	44.4	19.8	10.7	9.1	10.7	17.5	19.8	28.6	6.3	0.8	53.2	-	
		(100.0)	(94.9)	(42.4)	(22.9)	(19.5)	(22.9)	(37.3)	(42.4)	(61.0)	(13.6)	(1.7)			
1,000~4,999人	100.0	44.5	39.4	15.5	8.6	6.9	10.0	17.6	22.0	33.2	8.0	0.8	55.5	-	
		(100.0)	(88.5)	(34.8)	(19.2)	(15.6)	(22.5)	(39.6)	(49.5)	(74.5)	(18.0)	(1.9)			
300~999人	100.0	31.7	26.9	12.6	7.3	5.3	6.3	8.7	16.1	23.7	3.8	-	68.3	-	
		(100.0)	(85.1)	(39.9)	(23.1)	(16.8)	(20.0)	(27.5)	(51.0)	(74.8)	(12.1)	(-)			
100~299人	100.0	17.5	13.6	6.3	5.0	1.3	3.2	5.9	8.4	14.1	3.2	-	82.1	0.5	
		(100.0)	(77.8)	(36.2)	(28.6)	(7.7)	(18.4)	(33.8)	(48.2)	(80.6)	(18.1)	(-)			
30~99人	100.0	7.5	4.5	3.2	2.1	1.1	2.9	4.1	5.3	7.2	1.9	-	92.4	0.1	
		(100.0)	(60.0)	(42.8)	(28.1)	(14.7)	(38.3)	(54.1)	(70.6)	(95.4)	(24.8)	(-)			
10~29人	100.0	4.2	2.2	1.3	0.9	0.4	1.2	2.0	2.8	3.7	1.1	0.1	95.2	0.5	
		(100.0)	(51.1)	(31.7)	(22.2)	(9.5)	(28.4)	(47.6)	(66.3)	(87.0)	(26.6)	(2.1)			
30人以上(再掲)	100.0	11.2	7.9	4.5	3.0	1.5	3.2	4.9	6.7	9.7	2.3	0.0	88.6	0.2	
		(100.0)	(70.7)	(40.0)	(27.0)	(13.0)	(28.9)	(43.4)	(59.8)	(86.6)	(20.5)	(0.1)			

第4表 コース転換制度の有無別企業割合

(%)

		コース別雇用管理 制度ありの企業計	コース転換制度 あり	コース転換制度 なし	不明
総数					
	10人以上	100.0	57.7	41.3	1.0
	30人以上	100.0	66.4	33.4	0.3
産業					
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	57.1	42.9	-
	建設業	100.0	39.0	61.0	-
	製造業	100.0	76.4	23.6	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.3	38.7	-
	情報通信業	100.0	69.7	30.3	-
	運輸業, 郵便業	100.0	37.7	50.0	12.4
	卸売業, 小売業	100.0	48.3	51.7	-
	金融業, 保険業	100.0	77.1	22.9	-
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	60.3	39.7	-
	学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	34.2	65.8	-
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	32.4	67.6	-
	生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	61.0	39.0	-
	教育, 学習支援業	100.0	58.6	41.4	-
	医療, 福祉	100.0	85.7	12.7	1.6
	複合サービス事業	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	73.2	26.8	-
企業規模					
	5,000人以上	100.0	94.1	5.9	-
	1,000~4,999人	100.0	89.4	10.6	-
	300~999人	100.0	77.5	22.5	-
	100~299人	100.0	69.8	29.2	1.0
	30~99人	100.0	58.0	42.0	-
	10~29人	100.0	43.8	54.0	2.1
	30人以上 (再掲)	100.0	66.4	33.4	0.3

第5表 コース別雇用管理制度の見直しの有無別企業割合（過去3年間）

(%)

	コース別雇用管理制度 ありの 企業計	見直しを した	見直しを 検討中	3年よりも前に 見直しを行った ため、過去3年 間に見直しはし ていない	見直しを しなかった	不明
総数						
10人以上	100.0	13.9	9.3	28.5	46.9	1.4
30人以上	100.0	20.5	13.6	28.0	36.9	0.9
産業						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	14.3	85.7	-
建設業	100.0	15.3	2.9	62.2	19.6	-
製造業	100.0	9.1	7.7	35.8	47.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.1	9.7	9.7	64.5	-
情報通信業	100.0	39.7	4.4	20.5	35.5	-
運輸業、郵便業	100.0	15.6	3.0	25.5	39.4	16.5
卸売業、小売業	100.0	9.9	10.7	26.1	53.2	-
金融業、保険業	100.0	28.3	14.1	19.5	38.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	28.0	7.3	12.9	47.7	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	5.0	21.1	18.8	55.1	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1	13.9	9.6	65.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	32.5	17.4	15.4	34.6	-
教育、学習支援業	100.0	7.3	6.1	27.7	58.9	-
医療、福祉	100.0	62.7	26.6	3.9	6.8	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	12.8	8.0	23.2	56.0	-
企業規模						
5,000人以上	100.0	30.5	14.4	34.7	20.3	-
1,000～4,999人	100.0	25.6	11.4	34.7	28.3	-
300～999人	100.0	14.3	11.1	34.7	39.8	-
100～299人	100.0	13.1	7.7	36.7	42.6	-
30～99人	100.0	25.9	18.0	20.1	34.1	1.9
10～29人	100.0	3.3	2.3	29.4	62.9	2.1
30人以上（再掲）	100.0	20.5	13.6	28.0	36.9	0.9

事業所調査 付属統計表

第1表 育児休業者割合

(%)

	女性		男性		育児休業者計	女性	男性
	出産した女性労働者計	育児休業者	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業者			
総数	100.0	83.6	100.0	1.89	100.0	96.2	3.8
産業							
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	67.3	100.0	4.24	100.0	68.5	31.5
建設業	100.0	74.6	100.0	1.36	100.0	87.0	13.0
製造業	100.0	86.5	100.0	1.57	100.0	93.9	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.1	100.0	1.91	100.0	88.1	11.9
情報通信業	100.0	95.2	100.0	1.97	100.0	95.1	4.9
運輸業，郵便業	100.0	75.9	100.0	2.29	100.0	85.9	14.1
卸売業，小売業	100.0	86.9	100.0	3.29	100.0	94.2	5.8
金融業，保険業	100.0	77.0	100.0	1.68	100.0	98.7	1.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	77.2	100.0	0.10	100.0	99.7	0.3
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	82.0	100.0	2.13	100.0	93.4	6.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	87.2	100.0	0.75	100.0	99.5	0.5
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	87.3	100.0	0.01	100.0	100.0	0.0
教育，学習支援業	100.0	73.2	100.0	1.44	100.0	97.8	2.2
医療，福祉	100.0	86.3	100.0	0.84	100.0	99.7	0.3
複合サービス事業	100.0	90.5	100.0	3.17	100.0	96.5	3.5
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	68.7	100.0	2.35	100.0	93.8	6.2
事業所規模							
500人以上	100.0	90.6	100.0	1.96	100.0	95.4	4.6
100～499人	100.0	92.1	100.0	1.57	100.0	96.8	3.2
30～99人	100.0	87.2	100.0	1.65	100.0	96.6	3.4
5～29人	100.0	73.4	100.0	2.34	100.0	95.6	4.4
30人以上（再掲）	100.0	90.0	100.0	1.68	100.0	96.5	3.5
労働組合の有無							
あり	100.0	90.1	100.0	1.86	100.0	95.6	4.4
なし	100.0	80.0	100.0	1.92	100.0	96.6	3.4
不明	100.0	100.0	100.0	0.35	100.0	98.6	1.4
育児休業制度の規定の有無							
あり	100.0	84.8	100.0	1.70	100.0	96.7	3.3
なし	100.0	56.6	100.0	4.04	100.0	81.1	18.9
不明	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-

注：平成22年10月1日～平成23年9月30日に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成24年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。

第2表 有期契約労働者の育児休業者割合

(%)

	女性		男性		育児休業者計	女性	男性
	出産した女性労働者計	育児休業者	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業者			
総数	100.0	71.4	100.0	0.24	100.0	99.7	0.3
産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	* 100.0	* 100.0	100.0	-	100.0	100.0	-
建設業	100.0	58.0	100.0	-	100.0	100.0	-
製造業	100.0	77.6	100.0	-	100.0	100.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.1	100.0	0.82	100.0	92.9	7.1
情報通信業	100.0	69.9	100.0	0.46	100.0	99.1	0.9
運輸業、郵便業	100.0	82.1	100.0	0.20	100.0	99.2	0.8
卸売業、小売業	100.0	86.7	100.0	0.98	100.0	99.4	0.6
金融業、保険業	100.0	51.5	100.0	-	100.0	100.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	50.1	100.0	-	100.0	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	66.2	100.0	1.64	100.0	96.5	3.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	68.4	100.0	0.28	100.0	99.9	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	74.4	100.0	-	100.0	100.0	-
教育、学習支援業	100.0	67.1	100.0	-	100.0	100.0	-
医療、福祉	100.0	66.8	100.0	-	100.0	100.0	-
複合サービス事業	100.0	94.0	100.0	-	100.0	100.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	69.1	100.0	0.11	100.0	99.8	0.2
事業所規模							
500人以上	100.0	75.6	100.0	1.04	100.0	99.1	0.9
100～499人	100.0	84.7	100.0	0.62	100.0	99.3	0.7
30～99人	100.0	72.0	100.0	-	100.0	100.0	-
5～29人	100.0	64.3	100.0	-	100.0	100.0	-
30人以上（再掲）	100.0	77.9	100.0	0.41	100.0	99.5	0.5
労働組合の有無							
あり	100.0	83.7	100.0	0.50	100.0	99.6	0.4
なし	100.0	64.1	100.0	0.12	100.0	99.8	0.2
不明	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-

注：平成22年10月1日～平成23年9月30日に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成24年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。

第3表 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3歳に達するまで	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上③～⑥		
			①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
総数	100.0	62.4 (100.0)	29.5 (47.4)	2.3 (3.7)	19.6 (31.5)	4.2 (6.8)	2.3 (3.7)	4.3 (7.0)	30.5 (48.9)	37.4	0.2
産業											
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	52.8 (100.0)								47.2	-
建設業	100.0	45.2 (100.0)								54.0	0.8
製造業	100.0	50.7 (100.0)								48.6	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.5 (100.0)								4.5	-
情報通信業	100.0	73.6 (100.0)								26.4	-
運輸業、郵便業	100.0	68.9 (100.0)								31.1	-
卸売業、小売業	100.0	62.5 (100.0)								37.5	-
金融業、保険業	100.0	91.9 (100.0)								8.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	62.4 (100.0)								37.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	59.8 (100.0)								40.2	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.3 (100.0)								38.7	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	67.3 (100.0)								32.4	0.2
教育、学習支援業	100.0	74.2 (100.0)								25.8	-
医療、福祉	100.0	72.3 (100.0)								27.4	0.2
複合サービス事業	100.0	94.1 (100.0)								5.9	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	62.1 (100.0)								37.9	-
事業所規模											
500人以上	100.0	99.7 (100.0)								0.3	-
100～499人	100.0	96.1 (100.0)								3.9	-
30～99人	100.0	83.8 (100.0)								15.9	0.3
5～29人	100.0	56.7 (100.0)								43.1	0.2
30人以上(再掲)	100.0	86.5 (100.0)								13.3	0.2
労働組合の有無											
あり	100.0	92.3 (100.0)								7.7	-
なし	100.0	54.7 (100.0)								45.0	0.3
不明	100.0	46.9 (100.0)								53.1	-

第4表 子の看護休暇制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総数	100.0	53.5	46.5	0.1
産業				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.7	58.2	1.1
建設業	100.0	35.5	63.7	0.7
製造業	100.0	46.0	54.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.7	7.3	-
情報通信業	100.0	61.5	38.5	-
運輸業、郵便業	100.0	57.0	43.0	-
卸売業、小売業	100.0	52.8	47.2	0.0
金融業、保険業	100.0	88.2	11.8	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	49.9	50.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.8	48.2	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.1	44.9	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.8	44.2	-
教育、学習支援業	100.0	61.0	39.0	-
医療、福祉	100.0	59.1	40.9	-
複合サービス事業	100.0	88.0	12.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	55.8	44.2	-
事業所規模				
500人以上	100.0	98.2	1.6	0.2
100～499人	100.0	89.7	10.3	-
30～99人	100.0	74.0	26.0	-
5～29人	100.0	47.8	52.1	0.1
30人以上（再掲）	100.0	77.5	22.5	0.0
労働組合の有無				
あり	100.0	86.5	13.5	0.0
なし	100.0	45.1	54.8	0.1
不明	100.0	20.8	79.2	-

第5表 介護休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
総数	100.0	65.6	34.1	0.2
産 業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	50.5	48.4	1.1
建設業	100.0	51.5	48.5	-
製造業	100.0	57.8	41.9	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.4	3.6	-
情報通信業	100.0	77.8	22.2	-
運輸業, 郵便業	100.0	67.4	32.3	0.3
卸売業, 小売業	100.0	62.8	36.8	0.4
金融業, 保険業	100.0	92.6	7.4	-
不動産業, 物品賃貸業	100.0	72.1	27.9	-
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	57.7	42.3	-
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	62.7	37.3	-
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	69.2	30.8	-
教育, 学習支援業	100.0	75.2	24.8	-
医療, 福祉	100.0	76.9	22.3	0.9
複合サービス事業	100.0	97.6	2.4	-
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	69.5	30.5	-
事業所規模				
500人以上	100.0	99.9	0.1	-
100~499人	100.0	96.8	3.2	-
30~99人	100.0	87.5	12.2	0.4
5~29人	100.0	60.0	39.8	0.2
30人以上 (再掲)	100.0	89.5	10.2	0.3
労働組合の有無				
あり	100.0	95.4	4.5	0.1
なし	100.0	58.1	41.6	0.3
不明	100.0	36.5	63.5	-

第6表 介護休業者割合

(%)

	女性		男性		男女計		介護休業者計	女性	男性
	女性常用労働者計	介護休業者	男性常用労働者計	介護休業者	常用労働者計	介護休業者			
総数	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	79.5	20.5
産業									
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	100.0	0.01	100.0	0.01	* 100.0	-	* 100.0
建設業	100.0	0.04	100.0	0.05	100.0	0.05	100.0	11.9	88.1
製造業	100.0	0.12	100.0	0.03	100.0	0.06	100.0	58.1	41.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.05	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	32.3	67.7
情報通信業	100.0	0.09	100.0	0.01	100.0	0.03	100.0	75.6	24.4
運輸業，郵便業	100.0	0.09	100.0	0.03	100.0	0.04	100.0	37.9	62.1
卸売業，小売業	100.0	0.16	100.0	0.00	100.0	0.08	100.0	97.4	2.6
金融業，保険業	100.0	0.10	100.0	0.01	100.0	0.05	100.0	93.1	6.9
不動産業，物品賃貸業	100.0	0.03	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	78.8	21.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.20	100.0	0.01	100.0	0.06	100.0	86.8	13.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.00	100.0	0.01	100.0	0.00	100.0	26.3	73.7
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.00	100.0	-	100.0	0.00	100.0	100.0	-
教育，学習支援業	100.0	0.07	100.0	0.00	100.0	0.04	100.0	93.2	6.8
医療，福祉	100.0	0.13	100.0	0.01	100.0	0.10	100.0	96.9	3.1
複合サービス事業	100.0	0.01	100.0	0.01	100.0	0.01	100.0	52.0	48.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	0.18	100.0	0.01	100.0	0.08	100.0	90.7	9.3
事業所規模									
500人以上	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	0.05	100.0	72.6	27.4
100～499人	100.0	0.13	100.0	0.03	100.0	0.07	100.0	77.4	22.6
30～99人	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	80.3	19.7
5～29人	100.0	0.10	100.0	0.02	100.0	0.05	100.0	83.1	16.9
30人以上（再掲）	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	77.9	22.1
労働組合の有無									
あり	100.0	0.13	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	75.1	24.9
なし	100.0	0.11	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	82.5	17.5
不明	100.0	0.05	100.0	0.02	100.0	0.04	100.0	66.7	33.3
介護休業制度の規定の有無									
あり	100.0	0.12	100.0	0.02	100.0	0.06	100.0	77.2	22.8
なし	100.0	0.10	100.0	-	100.0	0.04	100.0	100.0	-
不明	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-

注：「介護休業者」は、調査前年度1年間（平成23年4月1日～平成24年3月31日）に介護休業を開始した者をいう。

第7表 介護のための勤務時間短縮等の措置の最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間				制度なし	不明
			93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を 超える期間		
総数	100.0	56.7 (100.0)	(75.8)	(6.8)	(7.2)	(10.2)	42.8	0.5
産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	47.8 (100.0)	(66.8)	(4.8)	(20.8)	(7.6)	51.9	0.2
建設業	100.0	44.5 (100.0)	(73.4)	(9.1)	(10.2)	(7.3)	54.0	1.4
製造業	100.0	47.9 (100.0)	(78.8)	(7.9)	(3.4)	(9.9)	52.1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	89.9 (100.0)	(25.9)	(7.3)	(6.4)	(60.4)	10.1	-
情報通信業	100.0	67.9 (100.0)	(67.1)	(4.4)	(5.3)	(23.2)	32.1	0.0
運輸業、郵便業	100.0	58.2 (100.0)	(70.5)	(7.0)	(10.0)	(12.5)	41.5	0.3
卸売業、小売業	100.0	56.1 (100.0)	(79.6)	(4.5)	(8.3)	(7.6)	43.1	0.8
金融業、保険業	100.0	85.9 (100.0)	(50.1)	(10.0)	(21.4)	(18.5)	13.9	0.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	49.8 (100.0)	(78.0)	(3.1)	(2.5)	(16.4)	48.7	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	52.4 (100.0)	(73.0)	(5.6)	(7.1)	(14.3)	47.6	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.5 (100.0)	(82.5)	(2.6)	(5.8)	(9.0)	46.4	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	61.9 (100.0)	(74.7)	(7.8)	(1.8)	(15.7)	38.1	-
教育、学習支援業	100.0	62.6 (100.0)	(79.4)	(9.6)	(5.1)	(5.9)	37.4	-
医療、福祉	100.0	69.4 (100.0)	(84.9)	(4.5)	(3.5)	(7.0)	30.6	0.0
複合サービス事業	100.0	90.9 (100.0)	(63.4)	(30.2)	(2.7)	(3.7)	8.9	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	52.9 (100.0)	(73.6)	(7.1)	(6.9)	(12.3)	47.0	0.1
事業所規模								
500人以上	100.0	92.2 (100.0)	(32.7)	(12.0)	(16.5)	(38.9)	7.4	0.4
100～499人	100.0	88.2 (100.0)	(65.3)	(5.7)	(11.5)	(17.5)	11.6	0.2
30～99人	100.0	77.5 (100.0)	(75.5)	(5.9)	(7.5)	(11.1)	22.3	0.2
5～29人	100.0	51.2 (100.0)	(77.0)	(7.2)	(6.7)	(9.2)	48.2	0.6
30人以上（再掲）	100.0	79.9 (100.0)	(72.5)	(6.0)	(8.5)	(13.0)	19.9	0.2
労働組合の有無								
あり	100.0	85.9 (100.0)	(53.6)	(12.8)	(15.1)	(18.4)	14.0	0.2
なし	100.0	49.4 (100.0)	(85.8)	(4.2)	(3.5)	(6.6)	50.0	0.6
不明	100.0	19.9 (100.0)	(67.8)	(-)	(30.7)	(1.5)	80.1	-
介護休業制度の規定の有無								
あり	100.0	83.9 (100.0)	(76.4)	(6.7)	(7.3)	(9.6)	15.8	0.3
なし	100.0	4.8 (100.0)	(54.2)	(11.5)	(1.7)	(32.6)	94.3	0.9
不明	100.0	0.5 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	99.5	-

第8表 短時間正社員制度の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
総数	100.0	14.0	85.4	0.5
産 業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	15.3	84.4	0.2
建設業	100.0	11.5	88.5	-
製造業	100.0	15.2	84.8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.8	83.2	-
情報通信業	100.0	15.7	84.0	0.3
運輸業, 郵便業	100.0	16.0	83.7	0.3
卸売業, 小売業	100.0	14.4	84.8	0.8
金融業, 保険業	100.0	10.5	88.5	1.0
不動産業, 物品賃貸業	100.0	11.6	86.8	1.5
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	9.8	89.2	1.1
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	16.7	82.2	1.1
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	16.3	83.7	-
教育, 学習支援業	100.0	15.3	84.7	-
医療, 福祉	100.0	16.2	82.9	0.9
複合サービス事業	100.0	10.1	89.8	0.1
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	10.8	88.9	0.3
事業所規模				
500人以上	100.0	16.3	83.6	0.1
100~499人	100.0	15.0	84.8	0.2
30~99人	100.0	15.5	84.2	0.3
5~29人	100.0	13.7	85.7	0.6
30人以上 (再掲)	100.0	15.4	84.3	0.3
労働組合の有無				
あり	100.0	11.1	88.8	0.1
なし	100.0	14.9	84.5	0.6
不明	100.0	2.1	97.9	-